

事務事業現況調書

相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町

相模原市・藤野町合併協議会

事務事業現況調書 目次

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（Cランク）その1

企画部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
総務部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	64

各種事務事業の取扱いについて (Cランク) その1

企 画 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	民間活力導入促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,600千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的にサービスを提供できるPFI事業を推進するため、平成14年に策定した『PFI導入の方針』に基づき、導入の可能性等の検討を行っている。</p> <p>【内容】 1) 1次検討調査 事業課が策定する基本事項の整理を基に、定性評価、簡易定量分析を行い、PFI事業として評価の高い事業については2次検討を行う。 2) 2次検討調査 民間意向調査、リスク分析、定量分析、VFM算定等をコンサルタントに委託し、PFI事業の可能性の判断を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	ふるさと創生事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等		城山町ふるさと創生事業基金の設置、管理及び処分に関する条例	津久井町ふるさと文化振興基金条例		
歳出予算額（平成17年度）		0千円	336,701千円		
歳入予算額（平成17年度）		95千円	227,600千円		
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】</p> <p>市町村が自主的・主体的に実施する地域づくりへの取組みを支援するために創設された「自ら考え自ら行う地域づくり」事業（ふるさと創生1億円事業）により交付税措置された1億円を原資として魅力ある地域づくりに繋がる特色ある事業を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>平成元年に「城山町ふるさと創生事業基金」を設置して積み立てている。</p> <p>平成3年に「ふるさと創生1億円事業選考委員会」等により、その活用方を検討し、基金の一部を活用して保健福祉センターの中庭に、町民の健康と子供たちの健やかな成長を願い、シンボルとなるプロンズの母子象を設置した。</p> <p style="text-align: right;">事業費 12,669千円</p> <p>平成15年度末基金現在高 134,344千円 平成16年度末基金現在高 134,438千円 平成17年度末残高見込 134,546千円</p>	<p>【目的】</p> <p>国の「ふるさと創生事業」の創設に伴い、活力と魅力ある地域文化の振興を図るために「ふるさと文化振興基金」を設置し、次の事業を選定対象として実施する。</p> <p>人材の育成 地域・国際交流 伝統文化の育成・継承 地域おこし</p> <p>【内容】</p> <p>基金を原資として種々の事業を所管課にて展開</p> <p>平成17年度事業及び予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流推進事業 2,743千円 ・中学生海外派遣事業 8,171千円 ・津久井城址城山のイメージを高める事業 1,571千円 ・郷土の偉人尾崎号堂に学ぶ事業 2,270千円 ・合唱の里づくり事業 1,200千円 ・町史編さん事業 19,922千円 <p>他7事業</p> <p>平成16年度末基金現在高 416,118千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				企画部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
12	市町村合併を除く広域行政に関する事務				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課・(広域)	企画政策室	合併推進課	企画課
根拠法令等		津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約
歳出予算額(平成17年度)	48千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 津久井地域とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施してきた。 町田市とは、首長懇談会を毎年1回開催し、図書館、宿泊施設、高齢者福祉センター等の相互利用、乳幼児健康診査の相互受診、広報紙の相互掲載、行政資料の相互配架などを実施するとともに、道路・交通問題への対応、災害時における相互応援、大学と地域の連携方策の調査研究などに取り組んできた。</p>	<p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。</p>	<p>【目的】 町民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 相模原市及び郡3町とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館等の相互利用、職員交流などを実施してきた。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。</p>	<p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。 相模湖町では、八王子市・藤野町との間に平成15年10月2日に「公の施設の相互利用に関する協定書」締結し、図書館・林間総合公園・スポーツ広場等の相互利用を行っている。</p> <p style="text-align: center;">相互利用施設</p> <p>八王子市 中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館</p> <p>相模湖町 桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)</p> <p>藤野町 図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク</p>	<p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。 藤野町では、八王子市・相模湖町との間に平成15年10月2日に「公の施設の相互利用に関する協定書」を締結し、図書館・林間総合公園・スポーツ広場等の相互利用を行っている。</p> <p style="text-align: center;">相互利用施設</p> <p>八王子市 中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館</p> <p>相模湖町 桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)</p> <p>藤野町 図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク</p> <p>藤野町では、上野原町・秋山村との間に平成10年8月3日に「公の施設の相互利用に関する協定書」を締結し、スポーツ施設・キャンプ場・図書室等の相互利用を行っている。 (平成17年2月に上野原町と秋山村が合併し、上野原市となっている)</p> <p style="text-align: center;">相互利用施設</p> <p>上野原市 上野原スポーツプラザ市民プール 桂川少年野球場兼ソフトボール球場 桂川野球場 桂川テニスコート</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	市町村合併を除く広域行政に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					仲間川テニスコート 西原テニスコート 旧上野原中学校グラウンド 上野原市民会館 上野野原市立図書館 観光スポーツ広場 東部スポーツ広場 中央会館（講堂のみ） YL O会館 緑と太陽の丘キャンプ場 緑と太陽の丘キャンプ場 （テニスコート） 健康増進プール 高金山麓キャンプ場 マス釣り場 スポーツ広場 佐野川青少年広場 図書室 藤野町

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	パブリックコメントの実施		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市パブリック・コメント手続実施要綱	城山町パブリック・コメント手続条例			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の政策等の策定にあたって、幅広い市民の意見を反映するため、政策等の策定過程における透明性、公正性を確保するとともに、市民への説明責任を果たし、市民の市政への参画を推進することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施機関 市長・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会 対象となる市民等 市内に住所を有する者・市内の事務所又は事業所に勤務する者・市政に関し意見等を有する者 パブリック・コメント手続の対象 ・市の基本的な制度や方向性を定める条例の制定又は改廃 ・市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く）の制定又は改廃 ・総合計画等、市の基本的政策を定める計画及び部門別・分野別の計画の策定又は改定 ・大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定 ・市が整備する施設の基本計画の策定又は改定 ・その他前各号に準ずるもの 手続等 パブリック・コメント手続の実施予告…実施の10日前までに予告 条例・政策等の素案の策定 素案公表・意見募集…意見募集期間は20日以上（休日含まず） 町民意見を踏まえた原案策定 意思決定 町民意見及び町の考え方の公表 公表及び意見提出の方法 ・公表…市HP、指定場所での閲覧及び概要版の配付、広報紙 ・意見提出…指定場所への書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他 	<p>【目的】 町の政策等の形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、町の町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政を実現することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施機関 町長・教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会 対象となる町民等 町政に関し意見等を有するすべてのもの パブリック・コメント手続の対象 ・町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃 ・町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 ・町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く）の制定又は改廃 ・総合計画等、町の基本的政策を定める計画及び部門別・分野別の計画の策定又は改定 ・その他前各号に準ずるもの 手続等 パブリック・コメント手続の実施予告…実施の10日前までに予告 条例・政策等の素案の策定 素案公表・意見募集…意見募集期間は20日以上（休日含まず） 町民意見を踏まえた原案策定 意思決定 町民意見及び町の考え方の公表 公表及び意見提出の方法 ・公表…町HP、指定場所での閲覧及び概要版の配付、広報紙 ・意見提出…指定場所への書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	YUIタウンプロジェクト		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）					0千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 豊かで、かつ、持続可能な社会のあり方を見つけるための社会実験を行い、循環型社会における経済形態を模索する。その結果、地域の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内に土地を確保し、そこに入居希望者が建物と土地の利用権を取得する。ここでは、太陽光・バイオマスなどの自然エネルギーを利用し、畑で収穫した食物を食す、森林資源を活用する等、地域内で自立したコミュニティ・資源循環型社会の形成を目指す。ここから新しい生活サービス・産業が生まれてくる。</p> <p>以上のようなコミュニティを実現するために、現在は定期的に研究会で検討を続けている。</p> <p>当プロジェクトは、民間主体のプロジェクトであり、町は側面からの支援をしている。</p> <p>研究会の開催（月1回程度）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	地域再生プログラム（旧篠原小・旧菅井小）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					地域再生法
歳出予算額（平成17年度）					0千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、荒廃地の増加、森林の荒廃や地域活力の低下が見られる中で、小学校統廃合により廃校となった施設を活用した地域再生計画を作成し、認定により国から支援措置を受け、より効果的に地域の活性化、地域経済の発展、地域雇用の創造及び定住人口の増加を実現していくことを目的とする。</p> <p>【内容】 （旧篠原小）・・・地域再生計画（町・県連名で申請）の認定により「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置を受けた。平成16年度に農村体験等グリーンツーリズム活動の拠点施設整備のため、廃校舎の改修工事を行った。 平成17年4月からは、地元地域住民を中心とした組織「NPO法人篠原の里」が、当該施設を拠点として、農業体験・研修・宿泊・喫茶・食事提供等のプログラムを進めている。</p> <p>（旧菅井小）・・・平成17年5月に地域再生計画の認定申請を行った。民間企業であるパシフィックプログラムマネジメント㈱が運営する地域特産品の研究・開発施設として活用し、地域活性化に取り組む計画となっている。 （7月19日認定、事業開始は10月を予定している。）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	一万段階プロジェクト		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）					78千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【事業概要】</p> <p>事業コンセプト…スポーツを通じ青少年の健全育成を図り、各種スポーツの振興に貢献し、1万段階を多くの青少年をはじめ、精神と肉体の鍛錬を志す方々が訪れるような「聖地」づくりを目指す。</p> <p>事業箇所…藤野町佐野川地区（建設予定地である本町北部地域は、水と緑が豊かな自然と懐かしい山里の風景を残した景観地が随所に存在し、優れた自然を保護する目的でも県立自然公園に指定されている。現在この自然公園への来園者は約20万人を数えるが、地域への経済効果はそれほど期待できず、また園内の荒廃が進み眺望も悪化をたどり自然公園としての魅力の低減という現状に危機感を募らせている状況である。世界一の段数となる本事業計画は、町と地域住民の協力を頂き町のシンボリックな施設という位置付けで、進捗している。既存の観光施設や、多くの地域資源と有機的に連携しながら、世界的な施設として宣伝、広告し各種イベントを行い、集客をはかれば現状の来園数を大幅に増加させることは容易である。また、都心からのアクセスもよくJR若しくは高速自動車道を利用して約1時間ほどで到着する。）</p> <p>【施設概要】</p> <p>頂上まで約1,000mあり、尾根つたいに起伏を利用して全長約5kmの石段を建設予定。途中尾根を渡る地点2ヶ所は下りとなり、怪我やその他事故に備え林道へ抜けられるように配慮し、またアップダウンの階段昇降運動はトレーニングに最適である。入り口地点にタイムレコーダーを設置し途中数ヶ所にこれを設け、登頂認定書を発行、登頂認定書などにタグ等で通過地点の把握やデータ管理を行うデジタル化も検討中である。</p> <p>一万段階の建設</p> <p>全長：約5キロメートル / 幅員：2.7m幅 スタート地点は5.3m幅 / 材料：御影石の石段、手すり</p> <p>付帯施設：トイレ、休息所、タイム計測所、展望所、管理棟</p> <p>【一般会計上予算】</p> <p>平成17年度 食料費30千円、報償費48千円 計78千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	都市経営ビジョン推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課都市経営ビジョン推進室	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,898千円	70千円	90千円	45千円	120千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 新相模原市行政改革大綱の理念を継承・発展させるとともに、民間の経営手法の考え方を取り入れた『さがみはら都市経営ビジョン』に基づき、市民とともに「都市を経営する」という視点に立ち、改革を推進する。</p> <p>【事業の概要】 『アクションプラン』に基づく取組みの進管理。 ・相模原市経営評価委員会（学識・団体・公募市民で構成）の開催 ・相模原市都市経営推進本部（市長・助役・収入役・教育長・各部長・保健所長・各担当部長で構成）の開催 ・経営戦略会議（市長・助役・収入役・教育長・関係部長で構成）の開催 ・ビジョン及びアクションプラン推進のための取組みに対して、優先的予算配当（インセンティブ予算）</p> <p>平成16年度で『新相模原市行政改革大綱』の第2次実施計画である『さがみの風』の計画期間終了。（平成17年度以降は、『さがみはら都市経営ビジョン』に発展的継承）</p>	<p>【目的】 新城山町行政改革大綱、新城山町行政改革推進計画（平成14年度～平成16年度）に基づき行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 行政改革推進計画に基づく取組みの進管理。 ・行政改革推進本部（町長、助役、収入役、教育長、各部長で構成）の開催 ・行政改革推進本部幹事会（各課・室長で構成）の開催 ・行政改革推進委員会（学識・団体・町民で構成）の開催</p> <p>平成16年度で現推進計画の計画期間終了。（平成17年度に「地方公共団体における行政改革のための新たな指針（総務省）」により集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）を策定する。）</p>	<p>【目的】 津久井町行政改革大綱実施計画（平成17年度）に基づく行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 実施計画に基づく取組みの進管理。 ・行政改革推進本部（町長、助役、収入役、教育長、合併対策室長、企画政策室長、総務課長、財務課長で構成）の開催 ・行政改革推進町民会議（学識・公共団体の役員、職員・公募町民で構成）の開催</p> <p>平成17年度で実施計画の計画期間終了。</p>	<p>【目的】 新相模湖町行政改革大綱を推進を図るため。</p> <p>【事業の概要】 ・行政改革大綱・実施計画の策定及び実施に関すること。 ・行政改革の進捗状況の報告と公表に関すること。 ・行政改革本部（町長、助役、教育長、各課等の職）の開催 ・相模湖町行政改革推進委員会（町民で構成）の開催</p>	<p>【目的】 行政改革（案）を策定し、平成18年度当初予算・事業で実現可能な行政改革（案）を策定し、平成18年度予算・事業編成のための検討資料とすること。</p> <p>【事業の概要】 職員で行政改革案策定ワーキングを組織し、行革（案）を策定する。 これまで（案）として取り上げられてはいたが、実施に当たっての具体的な検討がなされていなかったものについて、平成18年度での実施可能性を検討し、行革（案）として検討結果報告書を策定する。 関係課は、報告書を予算編成の際の検討資料として扱う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	行政評価		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課都市経営ビジョン推進室	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,100千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市民の視点に立った成果重視への市政への転換を行うために、市の政策・施策や事務事業等について、有効性や効率性などの視点から評価を行いP-D-C-Aサイクルを確立し、評価結果を公表することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、職員の意識改革を図り、効率的で質の高い行政サービスの提供に努める。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の実施（毎年実施） ・施策評価の実施（17年度試行、19年度より隔年で本格実施） ・市民満足度調査の実施（18年度より隔年実施） ・大規模事業評価、政策評価の導入に向けた検討、及び、既に導入している事務事業評価、施策評価の改良。 	<p>【目的】</p> <p>城山町新総合計画「しろやま21プラン」に位置づけられた事業について事後評価を実施。予算・人員の適性配分・住民への説明責任・事務の簡素効率化を目的とし、結果は翌年度以降の予算へ反映させる。</p> <p>結果を公表することにより職員の意識改革を進め、より効率的に行政運営をするためのツールとし併せて住民への説明責任を果たす。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価の実施（前年度決算見込を評価） ・新規事業評価の実施（事前評価の位置付） ・上記を受け、総合計画における実施計画（毎年ローリングによる5年計画）を策定。 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 企画部会			
事務事業番号 6	事務事業名 東京事務所の運営	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	東京事務所	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	8,547千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各省庁その他諸機関等との連絡調整を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁その他諸機関等との連絡調整に関する こと ・ 市政に関連のある情報及び資料の収集に 関すること ・ 本市施策の紹介、宣伝等に関する こと ・ その他特命事項に関する こと 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	パートナーシップ推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	さがみはらパートナーシップ推進指針				
歳出予算額（平成17年度）	10,408千円				0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 「さがみはらパートナーシップ推進指針」に基づき、市民相互が協力、連携、補完しあってパートナーシップを構築することにより、個人や団体、NPO、企業、行政など、「みんなで担う市民社会」を実現する。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 市民参加推進事業 パートナーシップモデル事業 26事業の推進を専門家の助言を得て支援する。 (事業費)平成16年度1,200千円 平成17年度1,170千円</p> <p>2. 市民活動推進事業 市民分権モデル事業 「都市内分権」の研究成果に基づき、モデル事業を実施する。 (事業費)3,879千円 パートナーシップ事業支援 市民団体が他の団体と連携して行う公益的な事業に要する経費の一部を助成する。 (事業費)2,205千円 パートナーシップ人材育成 NPO講座の開催など (事業費)100千円</p> <p>3. 街美化アダプト制度の推進 制度の周知と普及を推進する。 (事業費)平成16年度130千円 平成17年度130千円</p> <p>4. 市民委員会運営支援事業 「さがみはら市民委員会」の設置に向け、あり方などを公募市民等による準備会において検討する。 (事業費)2,924千円</p> <p>5. 企業の社会貢献推進活動の支援 平成15年度に実施した社会貢献活動調査を踏まえ、支援を行う。</p> <p>6. パートナーシップ意識の普及啓発 ホームページ等による情報提供や職員研修の実施。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【事業名】 特定非営利活動促進法(NPO)の推進事業</p> <p>【事業概要】 ボランティア活動をはじめとする町民の自由な社会貢献活動を行う団体に対して、活動の健全な発展を図っていく。 具体的には、主に情報提供、アドバイスを 行っている。 現在、藤野町内で二つのNPO法人が設立されている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	さがみはら市民活動サポートセンター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	さがみはら市民活動サポートセンターの設置等に関する規程				
歳出予算額（平成17年度）	19,280千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【設置の目的】 社会福祉や環境保全など、さまざまな分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する活動を支援する。</p> <p>【概要】 平成14年10月設置 所在地 相模原市富士見6-6-23けやき会館3階 施設内容 交流サロン、会議室、作業コーナー 開館時間 午前9時～午後10時 (12月29日から1月3日、定期点検日、定期清掃日は休館) 運営体制 公設民営（NPO法人さがみはら市民会議に運営委託。委託先は公募にて決定した。） 事業内容 ・交流サロン・会議室など打合せ用スペースの提供 ・市民活動全般に関する相談受付 ・市民活動に関する情報の収集、ホームページ・広報誌による情報提供 ・コピー機、印刷機の提供（有料） ・ロッカー、レターケースの提供（登録団体のみ） ・サポートセンターフェルティバルの開催 ・利用者懇談会の開催</p> <p>予算 平成16年度 18,514千円 平成17年度 19,280千円 平成16年度の利用状況 利用者 約14,500人 相談件数 約100件 登録利用団体 171団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	大学機能活用方策調査研究事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	3,502千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 大学と地域の連携のあり方を検討する相模原・町田大学地域連携方策研究会において、情報発信などの事業を行うとともに、（仮称）「市民・大学交流センター」の事業内容や運営方法の検討を行う。</p> <p>【内容】 1. 情報発信プロジェクト ホームページによる情報発信 大学等の公開講座やイベント等の最新情報を発信 紙ベースによる情報発信 大学を身近に感じられるような情報誌を年2回程度発行</p> <p>2. （仮称）市民・大学交流センター事業の検討（事業費）2,000千円</p> <p>【予算】 ・市負担金 相模原市150万円（町田市150万円）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	まちづくり助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）					200千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 住民の地域づくりに対する自主自力の醸成と地域の活性化を図っていくとともに、藤野町総合計画の具体化を図っていくため、まちづくりに関する自主的な住民組織の活動や事業に対し助成処置を講じる。</p> <p>【内容】 ・地域の環境美化活動又は事業 ・地域の景観づくり活動又は事業 ・地域の緑化推進活動又は事業 ・地域のコミュニティ活動又は事業 ・魅力ある地域づくりを推進する活動又は事業</p> <p>【交付基準】 助成金は、1団体、50,000円以内とし、最高4年間を限度とする。</p> <p>【予算】 平成17年度 総額 200,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	公共用地対策の調整		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>土地利用調整課の運営</p> <p>所掌事項 低未利用市有財産の活用方針の策定に関する事 と。 民間開発で本市の土地利用上重大な影響を及ぼす 立地計画の調整に関する事。 その他本市の土地利用に関し調整を要する事項に 関すること。</p> <p>対象 低未利用市有財産は、1件1000㎡以上の土地 又は1件500㎡以上の建物 立地計画等にあつては、1件5000㎡以上の 敷地面積に該当するもの。 その他、この会議で検討を特に要すると認めた もの。</p> <p>構成 企画部長（座長） 企画部次長 調整参事 企画政策課長 土地利用調整課長 その他、案件により影響を受ける分野の事務を 所掌する課相当の組織の長</p> <p>下部組織 市有地等検討部会（土地利用調整課長が座長） 企画政策課、土地利用調整課、財務課、管財課、 営繕課、開発指導課、土木計画課、事業担当課 及び課課担当課の職員のうち、各課長が推薦す る者で構成。 民間土地利用調整部会（土地利用調整課長が座 長）企画政策課、土地利用調整課、環境対策課、 産業振興課、都市計画課、開発指導課、土木計 画課、学務課、課題担当課及び情報提供課の職 員のうち、各課長が推薦する者で構成。</p> <p>担当職員数 主幹1名を含む3名</p>	<p>土地利用調整委員会の運営</p> <p>所掌事項 土地利用に関する諸計画の策定に関する事。 都市計画の決定・変更に関する事。 その他土地利用調整を要する事項に関する事 と。</p> <p>構成 委員会 部長 担当部長 政策秘書課長 財務課長 環境防災課長 都市計画課長 都市整備課長 経済課長</p> <p>幹事 政策秘書課企画政策班 財務課財政班 環境防災課環境班 都市計画課計画調整班 都市整備課市街地開発班 経済課農政班</p> <p>担当職員数 3名</p>	<p>土地利用調整委員会の運営</p> <p>所掌事項 土地利用の基本方針に関する事。 土地利用に係る諸計画の策定及び調整に関 すること。 道路、住宅及び工場その他土地利用上重要な 施設の立地計画の調整に関する事。 適正な土地利用を図るために必要な制度及び その運用の調査に関する事。 その他土地利用に関し調整を要する事項に関 すること。</p> <p>構成 助役（会長） 企画政策室長（副会長） 都市計画課長 産業経済課長 環境課長 建設課長</p> <p>下部組織 書記会 企画政策室、都市計画課、産業経済課、環境 課、建設課の職員のうち、各課長が推薦する者 で構成。</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>土地利用調整委員会</p> <p>土砂等規則及びまちづくり条例規則の適切な運用 を図る。 所掌事項については、相模湖町土地利用調整委員 会設置要綱による</p> <p>構成（15名） ・助役 ・相模湖町課設置条例等で定める課の長 ・相模湖町議会事務局条例で定める事務局長</p> <p>担当職員数 3名</p>	<p>土地利用協議会</p> <p>土地の有形性及び公共性の認識を基に藤 野町の土地利用に関する諸問題について、 総合的かつ計画的に検討し、公共の福祉を 優先させ、「自然と調和した創造性豊かな 文化のまち」を実現していくため、設置し ている。 (藤野町土地利用協議会要綱) 所掌事項 土地利用の基本方針に関する事 土地利用に係る諸計画の策定に関する 事 住宅団地、工場その他土地利用上重要 な施設の立地計画に関する事 その他土地利用に関する事</p> <p>構成 総務部長、民生部長、産業建設部長 総務課長、企画課長、税務課長、町民課 長、健康福祉課長、まちづくり課長、地 域整備課長、上下水道課長、教育総務課 長、社会教育課長、議会事務局長、やま なみ温泉館長</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い				企画部会	
事務事業番号	事務事業名				協議ランク	
7	公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務				A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	土地利用調整課	財務課・都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課	
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 市街化区域で5,000㎡以上 市街化調整区域で10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、200㎡以上で届出が必要</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：13件（H16年度） 買取件数：なし（H16年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で200㎡以上</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：5件（H16年度） 買取件数：3件（H16年度）</p> <p>回答期限（第4条・第5条とも） 市長は届出から3週間以内に買取希望団体の有無について通知する。</p> <p>その他（第4条・第5条） 買取協議を行う旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間以内までは譲渡（売買など）できない。</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>該当なし</p> <p>本町では、第4、5条の届出は、經由事務のみを実施しています。</p> <p>【平成16年度經由実績】 第4条 なし 第5条 なし</p> <p>担当職員 3名（兼務）</p>	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 都市計画区域内で10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要（都市計画区域外は、200㎡以上）</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：1件（H16年度） 買取件数：なし（H16年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で100㎡以上（都市計画区域外は200㎡以上）</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：0件（H16年度） 買取件数：0件（H16年度）</p> <p>当町においては届書の經由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名（兼務）</p>	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：1件（H16年度） 買取件数：なし（H16年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で100㎡以上</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：なし（H16年度） 買取件数：なし（H16年度）</p> <p>当町においては届書の經由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名（兼任）</p>	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 都市計画区域内で10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要（都市計画区域外は、200㎡以上）</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：なし（H16年度） 買取件数：なし（H16年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で100㎡以上（都市計画区域外は200㎡以上）</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：0件（H16年度） 買取件数：0件（H16年度）</p> <p>当町においては届書の經由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名（兼任）</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	国土利用計画法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	65千円	64千円	43千円
歳入予算額（平成17年度）	159千円	43千円	65千円	45千円	43千円
【事務事業の内容】	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 市街化区域で2,000㎡以上 市街化調整区域で、5,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（市からの意見書付き）：52件（H16年度） うち参考意見等あり：24件 うち参考意見等なし：28件</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：52件（16年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：なし うち県からの不勧告件数：52件</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 市街化区域で2,000㎡以上 市街化調整区域で、5,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：0件（H16年度）</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>担当職員数 3名（兼務）</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 非線引き都市計画区域で5,000㎡以上 都市計画区域外で、10,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：1件（H16年度） うち参考意見等あり：1件 うち参考意見等なし：0件</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：1件（16年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：なし うち県からの不勧告件数：1件</p> <p>担当職員数 1名（兼務）</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 ・5,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：2件（H16年度） うち参考意見等あり：1件 うち参考意見等なし：1件</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：2件（16年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：なし うち県からの不勧告件数：2件</p> <p>担当職員数 1名（兼務）</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 非線引き都市計画区域で5,000㎡以上 都市計画区域外で、10,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：0件（H16年度）</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：0件（16年度）</p> <p>担当職員数 1名（兼務）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	特定地域土地利用計画に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等			特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県）	特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県）	特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県）
歳出予算額（平成17年度）			0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）			95千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>津久井町特定地域土地利用計画</p> <p>【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。</p> <p>【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゾーンの設定 利用検討ゾーンの設定 6箇所 75.4ha 利用検討ゾーン内訳 産業系 4箇所 72.6ha （内、土地利用転換面積 23.7ha） 住居系 2箇所 2.8ha （内、土地利用転換面積 1.9ha）</p> <p>【策定年月】 平成13年7月</p> <p>【計画期間】 平成13年度～平成17年度</p>	<p>相模湖町特定地域土地利用計画</p> <p>【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。</p> <p>【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゾーンの設定 利用検討ゾーンの設定 4箇所 123.7ha 利用検討ゾーン内訳 産業系 3箇所 122.9ha （内、土地利用転換面積 23.0ha） 社会福祉系 1箇所 0.8ha （内、土地利用転換面積 0.8ha）</p> <p>【策定年月】 平成6年3月</p> <p>【計画期間】 平成7年度～平成17年度</p>	<p>藤野町特定地域土地利用計画</p> <p>【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。</p> <p>【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゾーンの設定 利用検討ゾーンの設定 4箇所 22.9ha 利用検討ゾーン内訳 住居系 2箇所 2.3ha （内、土地利用転換面積 - ha） 産業系 2箇所 11.0ha （内、土地利用転換面積 - ha） スポーツ系 2箇所 4.4ha （内、土地利用転換面積 - ha） その他 2箇所 5.2ha （内、土地利用転換面積 - ha）</p> <p>【策定年月】 平成12年9月</p> <p>【計画期間】 特に定めなし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	地籍調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	経済課	建設課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準	
歳出予算額（平成17年度）		12,325千円		30千円	
歳入予算額（平成17年度）		4,958千円		0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】</p> <p>現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなっている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>調査 取りまとめ・閲覧 認証 登記 窓口閲覧 誤り等訂正</p> <p>【手数料】</p> <p>地籍調査成果証明（1件300円）</p> <p>【負担金】</p> <p>神奈川県国土調査推進協議会会費</p> <p>【特定財源】</p> <p>地籍調査補助金 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>【参考】</p> <p>町の計画面積 16.44km² 調査完了面積 2.29km²（16年度未現在） 現在の進捗状況 約13.9%</p>	該当なし	<p>【目的】</p> <p>現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなっている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>調査 取りまとめ・閲覧 認証 登記 窓口閲覧 誤り等訂正</p> <p>【手数料】</p> <p>地籍調査成果証明（1件 300円）</p> <p>【負担金】</p> <p>神奈川県国土調査推進協議会会費</p> <p>【特定財源】</p> <p>地籍調査費補助 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>【参考】</p> <p>町の計画面積 1.7km² 調査完了面積 0.29km²（16年度未現在） 現在の進捗状況 約17.1%</p> <p>平成12年度より休止中。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	県土地利用調整条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>市内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員 3名(兼務)</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3,000㎡以上が対象)</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 1名(兼務)</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3,000㎡以上が対象)</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 3名(兼任)</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3,000㎡以上が対象)</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 1名(兼任)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	生産緑地法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	政策秘書課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	生産緑地法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>生産緑地法に規定する、生産緑地に係る農業の主たる従事者または土地の所有が生産緑地を地方公共団体等へ買取申出する場合の調整事務</p> <p>基準 生産緑地地区に指定後、30年を経過したとき 農業の主たる従事者が死亡したとき 農業の主たる従事者に営農できなくなるような故障が生じたとき</p> <p>年間受理件数：12件（H16年度） うち買取る件数：なし うち買取らない件数：12件</p> <p>回答期限 市長は申出から1ヶ月以内に買取るまたは買取らない旨の通知をする。</p> <p>その他 買取らない場合は、他の農業従事者に斡旋をする。 申出から3ヶ月以内に所有権の移転がおこなわれなかったときは、生産緑地地区内の行為（建物の建築や宅地造成など）の制限が解除される。</p> <p>担当職員数 2名</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	広報紙発行事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	広聴広報課 相模原市広聴広報規則	町民課	企画政策室 津久井町情報の共有化の推進に関する規則 町行政情報連絡調整会議設置要綱	企画財政課 相模湖町広報規則	企画課
歳出予算額（平成17年度）	96,690千円	7,571千円	7,866千円	3,423千円	4,720千円
歳入予算額（平成17年度）	50千円	188千円	150千円	150千円	150千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政の現状や課題、市民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。また、広報紙に掲載した記事を市民や市民生活の変遷を記録する貴重な行政資料として後世に残すと共に、一般の利用に供するため縮刷版を作成する。</p> <p>【内容】 広報さがみはらの発行 ・発行 定例号毎月2回（1日・15日） ・規格 タブロイド判 8ページ、12ページ ・発行部数 平均230,000部/回 ・配布方法 新聞折込、新聞未購読者への郵送、出張所・公民館・各駅等に配置 ・事業費 96,460千円 縮刷版の発行 ・対象 1年間に発行した広報紙 ・発行部数 240部 16年度からCD版に変更 ・配布先...市議会、小・中学校、図書館など ・事業費 230千円</p> <p>【参考】 広報さがみはらの発行 ・発行回数 24回 タブロイド判 8ページ（15回） 12ページ（9回） ・発行部数 平均230,000部/回 （内訳） ・新聞折込223,000部（朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経） ・新聞未購読者への郵送約2,500部（年平均） ・駅（JR 9、京王1、小田急3） 1,850部 ・本庁 7,990部 ・出張所・公民館等（41箇所） 1,505部 縮刷版の発行 （主な配布先） 秘書課5部、議会2部、小中学校 82部、図書情報コーナー10部、博物館2部、図書館4部、総合学習センター2部、教育研究所2部、町田市1部、津久井郡4町各1部 【特定財源の内容】 市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	<p>【目的】 町の施策や制度をはじめとして、各種相談や検診など町民の暮らしに必要な情報を分かりやすく周知することにより、町民の町政への理解と関心を高め、町政への参加を推進する。</p> <p>【内容】 - 1 広報ぶりに一ずの発行 ・発行 毎月1日発行（年12回） ・規格 A4判 平均20ページ ・発行部数 7,200部/回 ・配布方法 自治会配布、金融機関、コンビニ等に配置 - 2 広報おしらせ版ホットラインの発行 ・発行 毎月15日発行（年12回） ・規格 タブロイド判 平均4ページ ・発行部数 8,000部/回 ・配布方法 新聞折込、コンビニ等に配置 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報ぶりに一ず ・発行回数 12回 A4判 平均20ページ ・発行部数 7,200部/回 （内訳） ・自治会（12団体） 6,545部 ・金融機関（6箇所） 50部 ・コンビニ（6箇所） 50部 ・市町村（県、郡3町、八王子市） 85部 ・報道機関など 17部 ・庁舎内 370部 - 2 広報おしらせ版ホットライン ・発行回数 12回 タブロイド判 平均4ページ ・発行部数 8,000部/回 （内訳） ・新聞折込 7,600部（朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経） ・コンビニ（6箇所） 60部 ・報道機関など 12部 ・庁舎内 200部 【特定財源の内容】 市町村振興協会広報掲載料等交付金150千円 自衛官募集事務委託金38千円</p>	<p>【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 - 1 広報つくいの発行 【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。 【内容】 - 1 広報つくいの発行 ・発行 1日 ・規格 A4判 平均16ページ ・発行部数 9,650部/回 ・配布方法 各自治会経由での配布 郵便局・コンビニ等に配置 ・事業費 6,328千円 - 2 広報つくいお知らせ版の発行 ・発行 15日 ・規格 A4判 4ページ ・発行部数 10,700部/回 ・配布方法 新聞折り込み ・事業費 1,538千円 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報つくいの発行 ・発行回数 12回 A4判 平均16ページ ・発行部数 9,650部/回 ・自治会経由で配布8,600部 関係機関等へ配布800部 庁舎内等250部 - 2 広報つくいお知らせ版 ・発行回数 12回 A4判 4ページ ・発行部数 10,700部/回 ・新聞折込 10,400部（朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経） ・関係機関等へ配布250部 ・庁舎内等50部 【特定財源の内容】 市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	<p>【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 - 1 広報さがみこの発行 ・発行 1日 ・規格 A4判 16ページ ・発行部数 3,600部/回 ・配布方法 各自治会等経由での配布 公民館、駅等に配置 ・事業費 3,109千円 - 2 広報さがみこお知らせ版の発行 ・発行 15日 ・規格 B4判（両面1枚） ・発行部数 3,500部/回 ・配布方法 新聞折り込み 公民館、駅等に配置 ・事業費 314千円 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報さがみこの発行 ・発行回数 12回 A4判 16ページ ・発行部数 3,600部/回 ・自治会等経由で配布3,287部 関係機関等へ配布325部 本庁等188部 - 2 広報ふじのお知らせ版の発行 ・発行回数 12回 A3判（両面1枚） ・発行部数 3,000部/回 ・新聞折込 2,730部（朝日、毎日、読売、産経、東京、日経等） ・関係機関等へ配布 160部 ・庁舎内等 110部 【特定財源の内容】 市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	ビデオ・テレビ・ラジオ広報		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				
歳出予算額（平成17年度）	23,444千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の取り組みやイベント、街の話題、各分野で活躍する人物などの情報を市内外に発信することで、市のPRに努める。</p> <p>【内容】 ビデオ広報 ・ビデオ番組「相模原のっくあらうんど」の制作...月1回（年間12回）、15分番組 ・ビデオは市内公共施設など47か所と：COM相模原で放映。市ホームページでも動画配信 事業費 14,510千円 テレビ広報 ・スポット テレビ神奈川が放送する生番組「とっておき自遊食感ハマランチョ」の中の「市町村だより」コーナー（約3分）を利用して、市からのお知らせ・催し物等を紹介する＝毎月第2・第4月曜日 午後1時10分頃 ・定例番組 ビデオ広報「相模原のっくあらうんど」をJ：COM相模原で毎日放映 ・相模原情報番組「さがナビ」の放映 「市民レポート」「相模原なんでもいちばん!」「おしえて!さがみはら」の3コーナーで構成される15分番組。（年3回制作・各1か月放映） ・文字放送 広報紙からピックアップした記事をJ：COM相模原で毎日放映 事業費 1,878千円 ラジオ広報 ・相模原インフォメーション（エフエムさがみ）月～金曜日 午前7時54分、午後5時54分から5分間 土・日曜日 午前8時54分、午前11時54分から5分間 ・地域エフエムスポット（FMヨコハマ）毎週水曜日 午前9時45分～48分 事業費 7,056千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	点字・声の広報発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	4,220千円		200千円	40千円	
歳入予算額（平成17年度）	2,813千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 月2回（1日・15日）発行している「広報さがみはら」の情報を、目の不自由な人に届ける手段として点字・録音版を作成する。</p> <p>【内容】 点字版広報さがみはら ・発行回数 月2回 年24回 ・発行部数 50部/回（利用者=32人、その他関係機関に配布） ・規格 B5判 約120ページ ・委託先 点訳赤十字奉仕団 事業費 1,670千円</p> <p>声の広報さがみはら ・制作回数 月2回 年24回 ・制作数 130組/回（利用者=100人、その他関係機関に配布） ・規格 90分テープ 2本 ・委託先 録音奉仕会 事業費 2,550千円</p> <p>【補助金の概要】 身体障害者福祉費補助金（国庫補助金） 補助率2/3</p>	該当なし	<p>【目的】 月2回（1日・15日）発行している「広報つくい」の情報を、目の不自由な人に届ける手段として録音版を作成する。 作成にあたり、町録音奉仕会へ補助金を交付。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>声の広報つくい ・制作回数 月2回 年24回 ・制作数 12組/回（利用者=5人、その他関係機関に配布） ・規格 90分テープ 1本 ・依頼先 町録音奉仕会 ・補助金名 録音奉仕会補助金 ・補助金額 200千円 ・補助金目的 録音版を作成する活動費</p>	<p>【目的】 町録音奉仕会の活動全般に対して補助金を交付する。その活動の中に町広報紙等の録音が含まれている。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>声の広報さがみこ ・制作回数 町広報（1日号・15日号）月2回 年24回 議会だより 年4回 社協だより 年2回 ・制作数 11組/回（利用者=8人、その他関係機関に配布 公民館2、町社協1） ・規格 90分テープ 1本 ・補助金名 録音奉仕会補助金 ・補助金額 40千円 ・補助金目的 録音奉仕会の活動全般に対する補助</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 録音奉仕会が毎月行っている。社会福祉協議会から年間事務費として2万円出ている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	新聞広告による広報	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,852千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 新聞に広告を掲載することにより、市政や観光事業などを市民や市外の人に広くPRする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村特集 朝日・読売・毎日・産経・東京 各1回掲載 ・ふるさと相模原...神奈川新聞5回掲載 ・夏のまつり特集 武相、相模経済新聞各1回掲載 ・ぶらり相模原 神奈川新聞年間50回掲載（毎週水曜日） ・さがみはらワンポイント（掲載料無料） 神奈川新聞（毎週土曜日）、市民カメラマンによる写真での市の行事紹介 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	インターネット広報		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市ホームページ管理運用基準	城山町ホームページ運営規程	津久井町情報の共有化の推進に関する規則 町ホームページの管理及び運用に関する要領 町ホームページの利用における個人情報の取り扱いに関する要綱 町行政情報連絡調整会議設置要綱	相模湖町ホームページに関する事務取扱規程	
歳出予算額（平成17年度）	5,632千円	506千円	1,101千円	1,503千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	1,500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市ホームページや、iモード等の携帯電話を活用して、市の行政情報などを提供する。</p> <p>【内容】 市ホームページの作成 トピックスや施設案内等市全般に係るコンテンツは広聴広報課が作成。それ以外は原則として各課が作成する。広聴広報課の作成・更新業務の一部はホームページ編集作業として委託している（広聴広報課事務室内でパソコン・周辺機器を貸与して作業）。 なお、各課で作成するページは業者委託しているケースもある。 事業費 3,800千円 広報さがみっこ 市の仕事や街の様子など小学校4年生～中学生を対象にした広報を、市ホームページを通して提供する。（年3回） テレモ i 情報コンテンツ作成 携帯電話等に広報紙の記事からピックアップして情報を掲載 提供先... iモード、vodafone live! E Z web、Lモード 委託先... 日本文字放送 事業費 1,512千円 インターネットによるビデオ広報配信 現在、ケーブルテレビや公共施設等で放映しているビデオ広報を議会中継システムの一部を借り受け、インターネット上で放映する。 委託先... 株式会社社会議録研究所 事業費 215千円 暮らしのガイド外国語版作成 市内での生活便利情報である暮らしのガイドのホームページ原稿の翻訳作業を委託する。 事業費 105千円 ホームページバナー広告の運営 自主財源の確保を図ることを目的に、市ホームページ（トップページ）に5枠分のバナー広告欄を設け、有料広告を掲載している。 歳入予算額 1,500千円</p>	<p>【目的】 インターネットを利用した町のホームページを運営することにより、情報提供機能の強化、広聴手段の拡充、町民の申請などの利便性の向上を図り、町政への町民参加を推進する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 原則としてすべてのコンテンツを、情報所管課からの依頼で町民課が作成。ただし各課においての作成も可としており、担当部署において作成している情報も一部有り。また掲載内容の一部は、モバイル版として携帯電話などからも見ることができる。 広報紙ふりにーず 毎月1日に発行の「ふりにーず」をPDFデータにして、ホームページ上でも見ることが出来る。</p>	<p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課の情報については、担当課でデータを作成し、内容を確認等して企画政策室でWebサーバーにアップしている。また、内容によって企画政策室でデータを作成しアップする。トップページ等の更新は、一部業者委託で対応している。 広報つくい 毎月1日発行の広報つくいをPDFのデータにして、ホームページ上で提供している。 は該当なし</p>	<p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画財政課で更新する。 広報さがみこ 毎月1日に発行の「広報さがみこ」、毎月15日発行の「広報さがみこ お知らせ版」をPDFデータにして、ホームページ上で提供している。</p>	<p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画課で更新する。しかし、随時のお知らせは、各課で入力・掲載する。 毎月1日に発行の広報ふじのをPDFのデータにして、ホームページ上で提供している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	暮らしのガイド発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民生活に密接に関わりのある窓口案内、相談案内、各種の制度紹介などを分かりやすくまとめ、市民の「生活便利帳」として利用してもらうために発行する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行は毎年 2～3年毎に全面改訂 改訂の翌年は増刷対応 ・発行部数 188,000冊（15年度全面改訂時実績） 16年度は50,000冊増刷 17年度は10,000冊増刷予定 ・規格 A4判 128ページ ・配布方法 自治会を通じて個別配布（全面改訂の場合）のほか、希望者、市内転入者に窓口で配布 	<p>該当なし</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行 平成12年度発行 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 32ページ ・配布方法 自治会を通じて配布 転入世帯へ窓口で配布 	<p>該当なし</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 36ページ ・配布対象 全戸配布・公共機関等（約9,000部） 	<p>該当なし</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度に作成、以後作成なし 	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度発行「暮らしの便利帳」 ・発行部数 1000部 ・配布対象 転入者

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	「さがみはらマップ」発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内全図を掲載するほか、バス路線図や施設情報などを載せ、市の案内図として利用してもらうために発行する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語版 発行は原則として、2～3年に1回全面改訂（予定）、2年目以降は増刷対応 ・外国語版（英語・中国語） 発行は3年に1回予定（最新は平成12年） ・規 格 B2判 8つ折り 4色カラー（地図面は6色） ・発行部数 日本語版210,000部（増刷は41,000部） （平成16年度実績） 中国語版3,000部 英語版 7,000部 （平成12年度実績） ・配布の方法 日本語版を16年9月に自治会を通して加入者へ配布（約160,000部）。その他、随時、市内転入者、希望者に配布（91,000部） 平成17年度は発行予定なし。 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	市勢要覧・市の概要発行事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広聴広報規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	240千円		0千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の現状やあゆみを広く紹介する。</p> <p>【内容】 市勢要覧 市の歴史、自然、都市像などをビジュアルで紹介する。 ・発行 2～3年に1回 ・発行部数 10,000部（平成16年度実績） ・規格 A4 72ページ程度 オールカラー ・配布対象 銀行、理・美容室、郵便局、病院などに配布、行政資料コーナーで有償発行物としても販売（700円） 平成17年度は発行予定なし</p> <p>市の概要 統計数値を中心に、市の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行（6月） ・発行部数 7,500部 ・規格 縦11号×横35号（折りたたみ時...横7号） ・配布対象 市職員、市民 事業費 240千円</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 町勢要覧 ・発行 平成7年度（町制40周年） ・発行部数 8,000部 ・規格 A4判96ページ オールカラー ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 ・事業費 5,490千円</p>	<p>【目的】 町の概要などを紹介する。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>参考 町勢要覧 ・発行 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 英訳版...2,000部 ・規格 A4判 52ページ オールカラー（英語版） A4判 36ページ オールカラー ・配布対象 全戸配布・公共機関等 約9,000部 英語版...必要に応じ 事業費 1,459千円 英語版...738千円</p> <p>町の概要 統計数値を中心に、町の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行 ・発行部数 150部 ・規格 縦13号×横36.5号（折りたたみ時...横8号） ・配布対象 町職員 事業費 0千円</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 町勢要覧 ・発行 平成9年度事業 ・発行部数 5,000部 ・規格 A4判 44ページ（36ページ カラー 8ページ 白黒） ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 事業費 3,738千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町勢要覧 ・発行 平成14年度事業 ・発行部数 5000部 ・規格 変形A4判 50ページフルカラー ・配布先 町内各世帯・近隣市町村・報道機関 ・その他 1冊700円販売 *事業費 3,675千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	市政情報誌発行事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				
歳出予算額（平成17年度）	2,330千円				
歳入予算額（平成17年度）	130千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市を広く内外に紹介するビジュアル冊子を市民参加で作成する。</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行回数 年1回発行（10月） ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 20ページ オールカラー ・配布対象 各公共機関、銀行・郵便局、理美容室 ほか 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	「今 ふれあいのあるまちづくり」発行事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				
歳出予算額（平成17年度）	400千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 主要事業や新規事業など市政の事業概要を紹介する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回発行（7月） ・発行部数 4,000部 ・規格 A 4判 44ページ ・配布対象 地域市政懇談会で自治会長に配布、希望する市民へ配布（視察対応含む） 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	地域市政懇談会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広聴広報規則 地域市政懇談会実施要領（年度毎に策定）		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	78千円	0千円	0千円	5千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区自治会長等と市とのコミュニケーションの場を設け、お互いの理解を深め、住みよいまちづくりを推進する。</p> <p>【内容】（平成16年度） 市内18地区の地区自治会連合会を単位として、市長等と自治会長等が地域の課題について話し合いを行う。</p> <p>実施方法 地区自治会連合会と市との共同開催 開催日時 8月から11月までの間（9月は除く） 原則、平日の午後7時から9時まで 開催場所 本庁公民館区6地区と各出張所12地区の全18地区で開催</p> <p>出席者 地区の出席者は自治会長及び関係団体の代表者等（454人） 市の出席者は市長、両助役、教育長、企画部長、市民部長、広域行政担当部長</p> <p>議題 事前に通告するものとする。ただし、時間に余裕のある場合は、フリートークとする。（69件）</p> <p>運営 進行等は地区自治会連合会が行う。 傍聴制度 各地区先着10名とし、発言は認めないものとする。（31人） 前日までに地区の事務局へ申し出ることを要する。</p>	<p>【目的】 町民の視点での町政運営は、政策自治体を目指す城山町にとって、あらゆる課題を見出すきっかけや、施策の展開方向の指針となり得るものであり、今後の町政運営の参考とすることを目的に町長以下関係職員が各地域等へ出向き、地域の方々と町づくり、地域づくりについての懇談の場を設定する。</p> <p>【内容】 通常、下記の内容で事業を実施しているが、平成16年度は、合併に関する住民説明会などがあり、本事業は実施しなかった。</p> <p>町内12地区（自治会）を単位として、町長等と自治会長等が地域の課題等について話し合う。</p> <p>実施方法 町の主催 開催日時 9月から11月までの間 自治会の意向に基づき日時を設定（土・休日でも実施）</p> <p>開催場所 各自治会館 出席者 地区の出席者は自治会長及び役員等、及びその他地域の住民 町の出席者は町長、助役、教育長、各部長（除く教育部長）</p> <p>議題 町からテーマを事前にお知らせし、特に必要と思われる事柄については、意見交換に入る前に町側からの説明を行う。</p> <p>運営 進行・会場設営等全て町で行う 傍聴制度 なし</p>	<p>【目的】 広聴事業として、まちづくりについて広く町民の意見を聴くとともに、町の実情や当面する課題等について情報を提供し、町政に対する理解を得ながら、地域の課題やまちづくりについて意見交換を行う。</p> <p>【内容】 町内の各地区自治会連合会又は自治会等を単位として、町長等と町民が地域の課題について話し合いを行う。</p> <p>実施方法 町自治会連合会と町との共同開催</p> <p>開催日時 日程については、年度ごとに計画 平成16年度は8月～11月 原則、平日の午後7時30分から9時30分まで（2時間）</p> <p>開催場所 各地区の自治会館又は公共施設 平成16年度は1,391人</p> <p>出席者等 地区の出席者は自治会長及び一般町民 平成16年度は1,391人 町の出席者は町長、助役、教育長</p> <p>議題 全地区共通で事前に通告するものとし、時間に余裕のある場合は、フリートークとする。 平成16年度は「相模原・津久井地域合併協議について」</p> <p>運営 進行等は地区自治会連合会が行う。</p> <p>その他、全自治会長62人と町長、助役、教育長が町政全般について話し合う「町政意見交換会」を年1回実施（平成16年度参加者38人）</p>	<p>【目的】 住民の「生きた声」を聴聴することにより、住民ニーズを的確にとらえ、これらを行財政運営に反映させ、住民とともに共同して町づくりを展開していくために実施するものである。</p> <p>【内容】（平成16年度） ・町内の各地区自治会を単位として、町長等と町民が地域の課題について話し合いを行う。 ・実施方法 町と自治会との共同開催 ・開催日時 10月中旬から11月までの間 自治会の意向に基づき日時を設定（土・休日でも実施） ・開催場所 各地区の集会所又は公共施設（7会場） ・出席者 地区の出席者は自治会長及び一般町民等（163人） 町の出席者は町長、助役、教育長、課長職、課長補佐職、主幹職、提案議題の事務を所管する課・局等の説明者及び企画財政課職員 町からのテーマを事前にお知らせする。 各地区ごとに案件を提出してもらう。</p> <p>・議題 なし</p> <p>・運営 進行については、課長職と自治会長が協議し決定する。</p> <p>傍聴制度 なし</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	市政世論調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広聴広聴規則 市政に関する世論調査要領（年度毎に策定）		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	2,547千円		0千円		
歳入予算額（平成17年度）	3千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によつて的確に把握し、市政運営の有効な手段とする。</p> <p>【内容】（平成16年度） 市民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの項目を設定した調査 調査対象 市在住の20歳以上の男女個人 標本数 3,000人 標本抽出 住民基本台帳からの等間隔系統抽出 調査方法 郵送法（郵送配布郵送回収はがき督促を2回） 回収数 1,833 回収率 61.1%</p>	該当なし	<p>【目的】 町行政に対する町民満足度を把握するとともに町民の生活に係る考え方を把握し、今後の行政サービスのあり方を検討する基礎資料とする。</p> <p>【内容】（平成16年度） 町民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの項目を設定した調査 調査対象 町在住の20歳以上の男女 標本数 1,000人 標本抽出 住民基本台帳からの無作為抽出 調査方法 郵送法（郵送配布郵送回収、はがき督促については該当なし） 回収数 365 回収率 36.5%</p> <p>平成16年度末で事業を廃止したため、平成17年度は実施しない。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	市政モニター		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 市政モニター運営要綱（年度毎に策定）		津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町市政モニター設置要綱		
歳出予算額（平成17年度）	890千円	0千円	85千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政について、市民からの意見や提案を計画的、継続的に集約し、施策の計画立案や行政効果の測定等に活用する。</p> <p>【内容】（平成16年度） 任期 市政モニターA・Bとも任期1年（通算2年までは委嘱可能） 職務 市政モニターA モニター会議、施設見学会への出席、アンケートの提出、市政への任意提案 市政モニターB アンケートの提出、市政への任意提案 応募資格 公募で選考、満20歳以上の住民登録又は外国人登録をしている人 （平成17年度は、モニターAは18歳以上、モニターBは16歳以上）</p>	<p>【目的】 町政全般について日常生活の中で感じていることや不満に思うこと、ご提言、ご要望、広報紙の感想などを町政モニターカードに記入して町へ提出する。</p> <p>【内容】 任期 任期2年 職務 地域課題のレポート提出、会議への出席、意見や要望の提出、出前役場への参加 応募資格 公募で選考。町内に在住する20歳以上の方 平成16年度末で事業を廃止したため、平成17年度は実施しない。</p>	<p>【目的】 町政について意見や提案等を計画的に収集することにより、施策の参考資料とするとともに、町政運営に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 任期 2年（ただし、平成15年度についてはH15.10.1～H17.3.31） （17年度はH17.8.1～H18.2.28予定） 職務 特定のテーマに対するアンケートの提出（年数回）、町政への任意提案、モニター会議等は特に開催せず、郵送での提出とする。 応募資格 原則として公募で選考。町内に在住の満20歳以上の者（ただし、常勤の公務員等を除く）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	市内施設めぐり		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広聴広聴規則・ 市内施設めぐり実施要綱（年度毎に策定）				
歳出予算額（平成17年度）	939千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民に市の施設を見学していただき、市政について理解を深めていただくため実施する。</p> <p>【内容】（平成16年度） 実施回数 39回（団体29回、個人10回） 計782名参加 実施期間 5月～11月（8月は除く） 募集定員 各回23名（内2回は33名） 募集方法 広報紙で公募、申込み多数の場合は抽選</p> <p>使用車両 市マイクロバス37台、市中型バス2台 見学施設 博物館、公園、清掃工場、消防署等 添乗員 非常勤職員2名が交代で勤務</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	市民と市長が語る会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				
歳出予算額（平成17年度）	112千円	0千円		0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民参加のまちづくりを推進するため、幅広く市民と市長が市政について積極的に意見交換等を行い、今後の市政に反映させるため実施する。</p> <p>【内容】（平成16年度） 第1回 「犯罪のない安全・安心のまちづくりについて」 日 時 5月15日（土）午前10時～11時30分 参加者 団体推薦4名、公募4名 計8名 第2回 「子育て支援について」 日 時 7月17日（土）午前10時～正午 参加者 団体推薦4名、公募5名 計9名</p>	<p>【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 毎月第1金曜日（原則） 午前中 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する 16年度実績12名</p>	該当なし	<p>【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 毎月第2月曜日（原則） 午前中又は夜間 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する。 （16年度実績4名）</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	こども議会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課 こども議会開催計画	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	141千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の都市像「輝きと愛があふれる人間都市さがみはら」の実現に向け、未来の自分たちの住むまちへの希望や期待などについての発言の場である「こども議会」を開催し、市政及び議会に対する関心と理解を深めてもらう。</p> <p>【内容】（平成16年度） 主催 市（協力 市教育委員会、市議会） テーマ ・50年後の相模原について ・人にやさしいまちについて ・フリーテーマ</p> <p>実施日時 平成16年11月13日（土） 午前9時30分～正午</p> <p>実施場所 市議会議場</p> <p>出席者 こども議員29名（学校推薦） 市長、両助役、収入役、教育長、企画部長、議会事務局長、学校教育部長、市議会議員、市議会副議長</p> <p>議会形式 こども議長の進行により、こども議員全員が発言をし、市長が答弁する。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	企画部会		
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	わたしの提案（市長への手紙）、陳情等に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広報広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 わたしの提案等に係る電子メール取扱い要綱 電子メール利用基準	町長への手紙運営規程 城山町ホームページ運営規程	津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町要望、苦情等の取扱いに関する要綱		藤野町みんなの声を聞く座談会要綱 町長への手紙取扱い要綱
歳出予算額（平成17年度）	264千円	20千円	0千円	23千円	9千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心のかよいあう明るい住みよいまちづくりを推進するため、市民の意見や提案等をいただく制度として実施する。</p> <p>【内容】 1 わたしの提案（市長への手紙） 随時、市政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う。（市民への回答期限は、概ね2～3週間以内を目安としている） 受付手段 (1)封書（郵便料は市で負担） 出張所、公民館など市の主な施設73箇所に専用紙と封筒を設置 一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 市ホームページの「わたしの提案BOX」において、電子メールで受付 (3)専用ファクシミリ FAXひばり通信で受付</p> <p>2 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「わたしの提案」と同様に受け付けし、回答している。</p> <p>3 団体等との話し合い 団体等からの申出により、要望事項等について、事業担当課職員が出席して、話し合いを行っている。</p> <p>4 市民電子会議室「市民のひろば」 市のホームページ上で個人の意見表明や市民同士又は市民と行政との間の情報交換ができる市民電子会議室「市民のひろば」を開設</p> <p>平成16年度実績 わたしの提案合計 577人 875件 （手紙 413人 654件） （Eメール 164人 221件） 陳情、要望 99団体 923件 市民のひろば 191件</p>	<p>【目的】 1 町長への手紙 随時、町政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う（町民への回答期限は、概ね2～3週間以内を目安としている） 受付手段 (1)封書（郵便料は町で負担） 本庁舎、自治会館等に専用紙と封筒設置を年間1回、広報紙に専用紙を差込配布。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 町ホームページの「町長へのメール」において、電子メールで受付</p> <p>2 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「町長への手紙」と同様に受け付けし、回答している</p> <p>3 団体等との話し合い 団体等からの申出など、要望事項等について、事業所管課職員の対応により、話し合いを行っている。</p> <p>4 電子掲示板「町政ご意見番（BBS）」 町のホームページ上で個人の意見表明や町民同士又は町民と行政との間の情報交換ができる「町政ご意見番（BBS）」を開設</p> <p>平成16年度実績 町長への手紙合計 62件 （手紙 26件） （Eメール 36件） 陳情、要望 17件 町政ご意見番 89件</p>	<p>【目的】 町民の要望、苦情等を公正かつ迅速に処理することにより、その解決を促進し、町政に対する町民の信頼の確保に資する。</p> <p>【内容】 1 わたしの提案（町長への手紙） 該当なし</p> <p>2 陳情、要望等 随時、町政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う。（回答期限は、概ね14日以内を目安としている。） 受付手段 口頭又は書面</p> <p>3 団体等との話し合い 該当なし</p> <p>4 市民電子会議室「市民のひろば」 該当なし</p> <p>平成16年度実績 陳情、要望等 134件</p>	<p>【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。</p> <p>【内容】 1 町政への手紙（手紙及びメール） あなたの声をお聞かせください（手紙） 随時、町政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う（申出人への回答期限は、概ね1～2週間以内を目安としている） 受付手段 (1)はがき（郵便料は町で負担） 本庁舎、公民館等に専用はがきを設置。 一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 町ホームページにおいて、電子メールで受付</p> <p>2 陳情、要望 陳情、要望は、その都度受付をし、回答する</p> <p>3 団体等との話し合い 団体等からの申出により、要望事項等について、事業担当課職員が出席して、話し合いを行っている。</p> <p>4 該当なし</p> <p>平成16年度実績 町政への手紙合計 14件 （手紙 8件） （Eメール 6件） 陳情、要望 29件</p>	<p>【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。</p> <p>【内容】 1 町長への手紙（手紙） 随時、町政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う。 受付手段 (1)封書（郵便料は町で負担） 年2回広報ふじのへ封書を掲載する。 一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 町ホームページの「お問い合わせ」において、電子メールで受付</p> <p>2 陳情、要望 陳情、要望は、その都度受付をし、回答する</p> <p>3 みんなの声を聞く座談会 町民が主体で開設するものに関係職員が参加し、町政の説明や各種団体等を対象にまちづくりの課題やその解決の方向性を議論し、住民のための町政のあり方について、「みんなの声を聞く座談会」と称して開催している。 ・対象 町内在住在勤する者で構成されたグループ等（5名以上） ・実施方法 団体グループからの申請 ・出席者 団体グループ・町関係職員 ・議題 住みよいまちづくりを主体とするが制約はない ・運営 進行については団体グループ側で行う</p> <p>4 該当なし</p> <p>平成16年度実績 町長への手紙合計 7件 （手紙 7件） 陳情、要望 7件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	電子計算組織等の維持管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
情報システム課	総務課	総務課	企画政策室	総務課	総務課
相模原市電子計算組織運営規程	城山町電子計算組織管理運営規程	津久井町電子計算組織管理運営規則・津久井町電子計算組織管理運営規則取扱要領			
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	843,178千円	79,440千円	149,343千円	7,735千円	15,556千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 ホストコンピュータ及び周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成17年4月1日現在） ホストコンピュータ NEC ACOS iPX7800/114（平成15年1月導入） CGMT装置 12台、MT装置 2台 センタプリンタ 中速4台、高速1台 オンライン端末機 447台（全96課機間に設置、出先庁舎50か所） サーバー 43台、 インパクトプリンタ 185台、証明用レーザープリンタ 61台 ・適用業務 全50業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、保健福祉、固定資産税、市民税、収納管理、口座情報、下水道、成人健診、財務会計</p> <p>3 事業費（平成17年度予算 単位：千円） ・需用費 (24,041) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(2,150) 物品修繕 ・役務費 (1,061) 出先機関通信回線使用料 ・委託費 (50,503) ホストコンピュータ、オンライン端末及び関連設備保守(6,144)、ホストコンピュータ操作者1名(9,445)、システム修正業務委託(34,914) ・使用料及び賃借料 (25,567) ホストコンピュータ、オンライン端末借上料</p> <p>機器賃借料 ホストコンピュータ (642,003) オンライン端末機器 (145,276)</p>	<p>1 目的 ホストコンピュータ及び周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成17年4月1日現在） ホストコンピュータ NEC ACOS iPX7300（平成13年5月導入） CGMT装置 1台、MT装置 1台 センタプリンタ 中速1台 オンライン端末機 49台 サーバー 3台 インパクトプリンタ 6台、レーザープリンタ 22台 ・適用業務 全30業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、財務会計</p> <p>3 事業費（平成17年度予算 単位：千円） ・需用費 (2,250) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(2,150) 物品修繕 ・役務費 (1,061) 出先機関通信回線使用料 ・委託費 (50,503) ホストコンピュータ、オンライン端末及び関連設備保守(6,144)、ホストコンピュータ操作者1名(9,445)、システム修正業務委託(34,914) ・使用料及び賃借料 (25,567) ホストコンピュータ、オンライン端末借上料</p>	<p>1 目的 ホストコンピュータ及び周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成17年4月1日現在） ホストコンピュータ NEC ACOS i-PX7300/300（平成15年9月導入） CGMT装置 1台、MT装置 2台 センタプリンタ 中速1台 オンライン端末機 48台（全16室課機間に設置、出先庁舎6ヶ所） サーバー 3台、ページプリンタ 11台、インパクトプリンタ 11台 ・適用業務 全25業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、学校給食</p> <p>3 事務諸経費（平成17年度予算 単位：千円） ・需用費 (3,408) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品、関連施設及び物品修繕 ・役務費 (1,931) 出先機関通信回線使用料 ・委託料(1,139) 関連設備保守</p> <p>4 事業費（平成17年度予算 単位：千円） ・委託料(73,878) ホストコンピュータ、オンライン端末機器及び関連設備保守 システム統合事業 ・使用料及び賃借料 (64,761) 電算機借上料 ・工事請負費(561) CVCF工事</p>	<p>1 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 （基幹業務委託、プログラム使用料については、業務主管課毎で執行している。）</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成17年4月1日現在） 一括処理系 オフコン(MDP-450SV) （平成7年度に導入...12年度より再リース契約を単年毎に締結している。） MT装置 1台 一括帳票用プリンタ 1台 窓口業務系 サーバー(TOSHIBA MAGNIA 3100/S1000HBS) 1台 クライアント 19台 連続紙・単葉兼用プリンタ 2台 レーザープリンタ 5台 ・適用業務 全12業務 住民記録、国民年金、国民健康保険（資格）、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険（賦課）、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与</p> <p>3 事業費（平成17年度予算 単位：千円） 需用費(239)印刷用紙、プリンタトナー等 役務費(48)委託業者遠隔操作専用回線使用料 委託料(2,205)機器保守料 使用料(5,243)C/S機器、オフコン、OCR機器</p>	<p>1 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 （基幹業務委託、プログラム使用料については、業務主管課毎で執行している。）</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成17年4月1日現在） 一括処理系 オフコン(TP90F) MT装置 1台 一括帳票用プリンタ 1台 窓口業務系 サーバー(TOSHIBA MAGNIA 5100/S550(1M)RAIDe7 Ⅱ) 1台 クライアント 21台 連続紙・単葉兼用プリンタ 2台 レーザープリンタ 6台 ・適用業務 全26業務 主なシステム 住民記録、国民年金、国民健康保険（資格）、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険（賦課）、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与</p> <p>3 事業費（平成17年度予算 単位：千円） 委託料(2,363)機器保守料 使用料(11,450)プログラム 使用料(1,592)機器 ソフト購入(151)ウィルス対策</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	行政事務情報化事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	情報システム課 相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規定・ネットワークシステム管理運用要領・インターネット管理運用要領・グループウェア管理運用要領・OA機器管理運用要領	総務課 ネットワークシステム管理要領・インターネット管理運用要領・グループウェア管理運用要領・インターネット等に関する個人情報保護管理要領・OA機器管理運用要領	企画政策室 津久井町パーソナルコンピュータ運営要領	総務課	総務課
歳出予算額（平成17年度）	255,419千円	29,542千円	7,876千円	3,838千円	4,037千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 ITをツールとした庁内業務の効率化、高度化推進する電子自治体の実現、ノンストップ・ワンストップサービスの実現を目指します。</p> <p>2 内容 ・LGWAN, グループウェアシステム、職員認証基盤システム等の維持管理 ・通信回線の光ファイバー化、維持管理 通信回線数: 212回線 スーパーストックLAN (NTT東日本) : 237回線 (学校、図書館、消防含む。) デジタルアクセス (NTT東日本) : 2回線 フラットイサ (NTT東日本・LGWAN用) : 1回線 パスワードイサ (パスワードコム) : 20回線 専用線 (パスワードコム) : 2回線 ネットワーク機器保守 (ルータ、本庁スイッチ) ・セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数: 2,602ライセンス 適用方法: リモート配信 セキュリティ診断 (年2回) ・GIS運用管理 ・庁内システムの統合運用管理 ホストコンピュータ、グループウェア、ネットワーク等総合的に庁内のシステムに関わる運用管理及びヘルプデスクサービス 常駐職員: 4名 常駐時間: 8:15~18:00 ・パソコン、プリンタの維持管理 導入形態: 買取 所有数: 2,406台 (PC)、282台 (PR) 保守形態: オンサイト保守</p> <p>3 事業費 (単位: 千円) 需用費 (8,851) 消耗品、物品修繕料 役務費 (70,096) 回線使用料 委託料 (144,834) システム機器保守及び運用管理など 使用料及び賃借料 (2,747) GISソフトライセンス 備品購入費 (28,891) プリンター更新など</p>	<p>【目的】 電子自治体の推進及び庁内情報化を推進</p> <p>【内容】 ・LGWAN, グループウェアシステム等の維持管理 ・通信回線の維持管理 通信回線数: 5回線 (内訳) 光通信 (Bフレックス 1回線) VDSL回線: 1回線 ISDN回線: 2回線 LGWAN県域アクセス回線: 1回線 ・セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数: 205ライセンス 適用方法: リモート配信 ・グループウェアシステムの保守管理 ・パソコン、プリンタの維持管理 導入形態: リース 所有数: 178台 (パソコン) 22台 (プリンタ) 保守形態: オンサイト保守</p>	<p>【目的】 庁内業務の効率化、高度化を推進する電子自治体の実現</p> <p>【内容】 ・LGWAN, グループウェアシステム等の維持管理 ・通信回線の維持管理 通信回線数: 8回線 (内訳) NTT専用線高速デジタル回線: 7回線 LGWAN県域アクセス回線: 1回線 LAN通信機器保守 (ルータ、本庁スイッチ) ・セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数: 303ライセンス 適用方法: リモート配信 ・グループウェアシステムの保守管理 ・パソコン、プリンタの維持管理 導入形態: リース 所有数: 227台 (パソコン) 35台 (プリンタ)</p>	<p>【目的】 庁内業務の効率化、高度化の推進 電子自治体事業への参加</p> <p>【内容】 1. インターネット用庁内LANの維持管理 ・通信回線...16年5月よりBフレック回線に接続 ・セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止 ウイルス対策ソフト 25ライセンス 適用方法: リモート配信 ・機器などの維持管理 メールアドレス付与端末 10台 (リース) その他各課端末に対してIPアドレス付与 (LANの運用は試行段階にあり、主用途はプリンタ共有及びwebページ閲覧) 2. LGWAN専用機器の維持管理 ・通信回線 LGWAN県域アクセス回線: 1回線 合併に向けた調整が進んでいるため、LGWANに特化した環境整備は実施しないが、県市町村電子自治体共同運営による電子入札システムを本年度内から一部運用するため、合併期日まで現存機器を維持する。 グループウェアは導入していない。 なお、現行のインターネット接続に関する主管課は企画財政課、LGWANの運用については総務課が所管している。 経費 (平成17年度) インターネット接続及び庁内LAN関連 ・機器保守 255千円 ・機器借上 909千円 ・接続料 339千円 LGWAN関連 ・機器保守 1,036千円 ・機器借上 748千円 ・接続料 551千円</p>	<p>【目的】 庁内業務の効率化、高度化の推進 電子自治体事業への参加</p> <p>【内容】 1. 庁内LANの維持管理 通信回線: H16.7月Bフレック回線に接続 LAN通信機器保守 (ルータ、ファイアウォール) セキュリティ対策 ・外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止 ウイルス対策ソフト 110ライセンス 適用方法: リモート配信 ファイアウォール (ソフトウェア) コンテンツ制御、クッキーなどの排除 機器などの維持管理 メールアドレス付与可能端末 50台 (プリンタ共有及びwebページ閲覧) 2. LGWAN専用機器の維持管理 通信回線: LGWAN県域アクセス回線1回線 現段階で運用環境は整備の状態。 平成17年度から開始予定の電子申請及び電子入札で活用する。 ・今後の計画 現行の庁内LANに接続されている機器へのメールアドレス付与とインターネット接続をする。 LGWAN活用については、セキュリティポリシーに従って設定する計画である。 (LGWAN端末として各課1台を配備) 削除 LGWANの運用については総務課が所管している</p> <p>経費 (平成17年度) LGWAN関連 ・機器保守 1,764千円 ・機器借上 792千円 庁内LAN関連 ・機器保守 (リース) 35台 132千円 ・機器借上 (リース) 35台 844千円 ・ウイルス対策 202千円 ・ネットサービス 303千円 残りは買取の機器となる (庁内LAN端末数 90)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	地域情報化事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課	政策秘書課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市総合情報システム利用者登録カードの交付等に関する規則				
歳出予算額（平成17年度）	9,555千円	1,079千円	1,365千円	2,882千円	975千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 ホームページ及び施設予約システムを一体化した「さがみはらネットワークシステム（以下「SNET」という。）」でインタ-ネットや街頭端末機、携帯電話、電話回線による音声などのメディアにより情報発信及び公共施設予約サービスを提供します。</p> <p>2 内容 ・システムオペレーション SNETの利用者登録処理、予約管理サービス業務、情報提供サービス業務、統計管理業務 常駐職員：オペレータ3名 常駐時間：7:45～23:30 ・街頭端末機 上記のサービスを提供するためのタッチパネル式の端末機 設置箇所：55箇所 設置台数：55台 通信回線：38回線 ・SNET機器の維持管理 ・電子会議室の運用管理 ホスティングサービスによる電子会議室の提供 ・申請書類、ガイドブックの作成 ・電子申請・届出システムの開発、運用 開発体制：県及び県内市町村で構成する共同運営協議会による共同開発 稼働予定日：平成17年7月1日</p> <p>3 事業費（単位：千円） 需用費（3,086）消耗品、物品修繕料、申請書類作成 役務費（15,300）業務端末、街頭端末の回線使用料 委託料（76,474）施設予約システム保守 電子申請・届出システム及び共同運営センターの運用保守 負担金（1,695）共同運営事業負担金など</p>	<p>【目的】 町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、電子申請・届出システムの整備について検討する。</p> <p>【内容】 電子申請・届出システムの開発 開発体制：県及び県内市町村で構成する共同運営協議会による共同開発 稼働時期：未定</p>	<p>【該当なし】 インタ-ネットや街頭端末機などを利用した情報発信及び公共施設予約サービスは提供していない。</p> <p>【地域情報化の取組】 ・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 システム運営委託料 1,120千円 協議会負担金 245千円</p> <p>電子申請・届出システムの開発 17年度運用は未定</p>	<p>・県市町村電子自治体共同運営協議会を事業主体とした電子申請・届出及び電子入札システムの開発・運用経費</p> <p>・電子申請・届出システム経費 428千円 委託料 403千円 負担金 25千円</p> <p>・電子入札システム経費 2279千円 委託料 1570千円 負担金 709千円</p> <p>・協議会負担金 175千円</p>	<p>【該当なし】 インタ-ネットや街頭端末機などを利用した情報発信及び公共施設予約サービスは提供していない。</p> <p>・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 電子申請・届出システムを開発予定 稼働時期：未定 （平成17年度中の実施について検討中）</p> <p>・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 施設予約システム 稼働時期：未定（平成16年度脱退） 参加しないこととした。</p> <p>平成17年度予算（単位：千円） 協議会負担金 201 共同センター運営委託 653 電子申請システム運用 121</p> <p>【参考】 ・電子入札システム経費 負担金 730千円 委託料 1617千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	統計解析事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,276千円	64千円	0千円	0千円	150千円
歳入予算額（平成17年度）	60千円	0千円	400千円	0千円	150千円
【事務事業の内容】	<p>1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 【概要及び目的】 GISにより国勢調査結果等の各種統計資料を地域メッシュ統計などに加工することにより、より視覚的で、地域分析に有効なデータを提供することを目的とする。 【システム】 ArcView8.3 1ライセンス410千円 【費用】 206千円（保守委託78千円、講習会128千円）</p> <p>2 人口将来推計 【概要及び目的】 各歳別、地域別の将来人口を推計することにより福祉、教育その他各種施策・計画立案に寄与することを目的とする。市総合計画の実施計画にあわせて作成。</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書（毎年） 国勢調査結果報告書（5年に1回） 事業所・企業統計調査結果報告書（5年に1回） 商業統計調査結果報告書（5年に1回） 工業統計調査結果報告書（全数調査のみ） 【17年度歳出予算】 統計書 620千円（700冊） 工業統計調査結果報告書 330千円（500冊） 【17年度歳入予算】60千円（物品売払収入）</p> <p>4 各種統計資料の作成 月報統計さがみはら 町丁別世帯と人口等相模原の人口と世帯（毎月） 年齢別人口（年3回）出張所別、公民館区別有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告（学校基本調査、工業統計調査（4人以上）、就業構造基本調査、全国物価統計調査等）</p> <p>5 ホームページの作成と更新 【内容】人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回</p>	<p>1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 人口将来推計 該当なし</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書（毎年） 各種指定統計調査結果報告書（該当なし） 【17年度歳出予算】 統計書 表紙及び製本 55千円（250冊） 歳出のうち9千円旅費を含む</p> <p>3 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口（毎月） 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 【17年度歳入予算】3千円（物品売払収入）</p> <p>4 ホームページの更新 【内容】人口と世帯、町丁字別人口、世帯数、人口推移 【更新】月1回</p>	<p>1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書（毎年） 各種指定統計調査結果報告書（該当なし） 【17年度歳出予算】 統計書 庁内印刷のため予算上なし（180冊） 【17年度歳入予算】 400千円（物品売払収入総額）</p> <p>3 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口等（毎月） 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし</p> <p>4 ホームページの作成と更新 【内容】町丁字別人口と世帯 【更新】月1回</p>	<p>1 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 ・統計書（毎年）</p> <p>2 ホームページの作成と更新 【内容】 人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回</p>	<p>1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 人口将来推計 該当なし</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書（毎年） 各種指定統計調査結果報告書（該当なし） 【17年度歳出予算】 統計書 表紙及び製本 150千円（100冊） * 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口（毎月） 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 【17年度歳入予算】</p> <p>4 ホームページの更新 【内容】人口と世帯 【更新】月1回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 企画部会			
事務事業番号 7	事務事業名 統計グラフコンクール事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,620千円				
歳入予算額（平成17年度）	180千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】統計思想の普及高揚と統計の表現技術の向上を図ることを目的に実施する。</p> <p>【平成17年の事業の概要】</p> <p>対象 市内在住の小・中学校の児童・生徒</p> <p>応募内容 第1部(小学校1・2年生) 第2部(小学校3・4年生) 第3部(小学校5・6年生) 第4部(中学生)</p> <p>に分け、統計資料の利用又は児童生徒が観察・調査した結果をB2版の紙にグラフ化したものを募集。(1作品につき3人まで合作可能) 審査:市内の小・中学校の先生、市教育委員会指導主事、県統計協会職員計19名で審査</p> <p>表彰 入賞(特選・入選・佳作)、奨励賞及び学校賞(優秀校・奨励校)</p> <p>その他 表彰式、入賞作品展の実施、入賞作品集の作成</p> <p>【平成16年度実績】</p> <p>応募状況 小学校(55校、1315点、2720人、入賞者40人) 中学校(9校、79点、128人、入賞者10人)</p> <p>【特定財源】180千円(県交付金)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	国委託統計調査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	統計法	統計法	統計法	統計法	統計法
歳出予算額（平成17年度）	374,643千円	10,191千円	12,767千円	5,522千円	5,217千円
歳入予算額（平成17年度）	374,280千円	10,188千円	12,767千円	5,519千円	5,217千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源） 平成17年度 国勢調査 予算額：349608千円 調査区数：5159調査区 調査員：約4500人 指導員：515人 工業統計調査(全数) 予算額：4270千円 調査員：約130人 学校基本調査 予算額：56千円 ○事業所・企業統計調査調査区設定経費 予算額：346千円 歳入のうち20000千円は職員給与費へ充当 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：約400人 工業統計調査 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：約260人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：約70人 全国物価統計調査 調査員：約12人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：約200人 工業統計調査(全数) 学校基本調査</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【指定統計調査】（特定財源） 平成17年度 国勢調査 予算額：10049千円 調査区数：149 調査員：135人 指導員：14人 工業統計調査(全数) 予算額：116千円 調査員：3人 学校基本調査 予算額：7千円 ○事業所企業統計調査調査区設定経費 予算額：16千円 歳入のうち5千円は通信運搬費へ充当 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：約12人 工業統計調査 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：約7人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：3人 全国物価統計調査 調査員：2人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：約17人 工業統計調査(全数) 学校基本調査 【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源） 平成17年度 国勢調査 予算額：12283千円 調査区数：188調査区 調査員：172人 指導員：約19人 工業統計調査(全数) 予算額：386千円 調査員：12人 学校基本調査 予算額：9千円 ○事業所・企業統計調査調査区設定経費 予算額：18千円 歳入のうち400千円は職員給与費へ充当 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：約21人 工業統計調査 調査員：約8人 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：約11人 工業統計調査 調査員：約8人 就業構造基本調査 調査員：約3人 全国物価統計調査 調査員：約2人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：約20人 工業統計調査(全数) 学校基本調査 【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源） 平成17年度 国勢調査 予算額：5286千円 調査区数：72調査区 調査員：66人 指導員：7人 工業統計調査(全数) 予算額：150千円調査員：3人 学校基本調査 予算額：7千円 事業所・企業統計調査調査区設定経費 予算額：15千円 歳入のうち163千円は職員給与費へ充当 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：8人 工業統計調査 調査員：5人 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：8人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：1人 全国物価統計調査 調査員：1人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：5人 工業統計調査(全数) 学校基本調査 【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源） 平成17年度 国勢調査 予算額：5000千円 調査区数：65調査区 調査員：58人 指導員：7人 工業統計調査(全数) 予算額：210千円 調査員：5人 学校基本調査 予算額：7千円 ○事業所企業統計調査調査区設定経費 予算額：15千円 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：8人 工業統計調査 調査員：5人 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：8人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：1人 全国物価統計調査 調査員：1人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：5人 工業統計調査(全数) 学校基本調査 【調査地図システム】 該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	国委託統計調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【調査地図システム】(一般財源)</p> <p>目的 各種統計調査における調査員用の調査区地図に利用</p> <p>システム内容 ゼンリンZmap O A 統計調査、パソコン 2 台、カラーレーザープリンターシステム更新費用：1ライセンス2851千円(調査区入力費用は別途)</p> <p>維持費用 363千円(更新地図データ174千円、パソコン修理代50千円、プリンター賃借料139千円)</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	県委託統計調査及び登録調査員事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	統計法 県条例	統計法 県条例	統計法 県条例	統計法 県条例	統計法 県条例
歳出予算額（平成17年度）	369千円	66千円	71千円	62千円	61千円
歳入予算額（平成17年度）	287千円	66千円	71千円	61千円	61千円
【事務事業の内容】	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 106千円(旅費6千円、消耗品費100千円) 【歳入予算】106千円(県交付金)</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】387名(定数) 【研修会】 施設見学会 年2回 事務研究会 統計功労者の表彰式と講演会 【登録調査員システム】 登録調査員のデータベースシステムにより登録調査員の調査歴等を管理 【表彰】 相模原市統計功労者 調査員歴13年以上調査回数30回以上 市政功労者 調査員歴18年以上調査回数50回以上 【歳出予算】263千円(報償費30千円、旅費12千円、需用費159千円、役務費55千円、使用料7千円) 【歳入予算】181千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁・字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 66千円、消耗品費66千円 【歳入予算】66千円</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】12名(定数) 【研修会】 該当なし 【登録調査システム】登録調査員の調査歴・表彰歴をエクセルにより管理 【表彰】 (町)該当なし 【歳出予算】66千円(需用費66千円) 【歳入予算】66千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】8名(定数は15名) その他に町統計調査員登録制度要綱による調査員あり。 <町登録調査員数：約65人> 【研修会】 該当なし 【登録調査システム】 該当なし 【表彰】 町政功労者 調査員歴20年以上 予算については、1・2合算で 【歳出予算】71千円(旅費8千円、需用費68千円、役務費5千円) 【歳入予算】71千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 62千円(旅費18千円 需用費44千円) 【歳入予算】 61千円(県市町村統計事務交付金)</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】4名(定数) 【登録調査員システム】登録調査員の調査・表彰歴等をエクセルにより管理</p>	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 61千円(旅費12千円 需用費19千円役務費5千円 使用料25千円) 【歳入予算】 61千円(県市町村統計事務交付金)</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】7名(定数) 【登録調査員システム】登録調査員の調査・表彰歴等を台帳により管理</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	文化行政推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	生涯学習課・企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	19,059千円	0千円	0千円	1,045千円	5千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	1,000千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 豊かで彩りのある市民文化を創造していくため「新世紀さがみはらプラン」や文化振興の指針である「さがみはら文化振興プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら 相模原市が21世紀において、新たなさがみはら文化を全国、世界に発信する事業として推進するもの。（相模原市共催事業） ・相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会への補助金の交付 17,900,000円 優秀映画鑑賞推進事業 東京国立近代美術館フィルムセンターで保存している数々の名画の鑑賞を通じ、映像文化の振興を図り、市民文化の向上に寄与する。 ・優秀映画鑑賞会映写機使用料及び会場使用料 360,000円 相模原市邦舞三曲連盟への補助金の交付 相模原市邦舞三曲連盟に対して補助金を交付し、市民文化の向上に寄与する補助事業の推進を図る。 ・相模原市邦舞三曲連盟補助金 36,000円 公共施設使用料 ・フォトシティさがみはらなどの事業を行なうにあたっての公共施設使用料 763,000円</p>	<p>【目的】 個性ある地域文化の創造をめざして「新総合計画しるやま21プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p>	<p>【目的】 芸術文化振興を支援するとともに、地域文化の向上をめざして「第二次新津久井町総合計画」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p>	<p>【目的】 美しい郷土の自然を愛護し伝統文化の保護・伝承と人間性豊かな芸術文化活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 文化活動に対する住民参画の場と発表の機会の設定 多彩な文化的事業の推進と団体、グループの育成 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 10,000円</p> <p>【企画財政課】 予算額 1,035千円</p> <p>根拠法令等 相模湖町における文化とうの町の町づくり基金及び管理に関する条例 一般財源 35千円 特定財源 1,000千円（基金繰入金）</p> <p>目的 町民参加による文化活動や活性化事業を推進し、相模湖町から補助金を交付を受けていない団体に対して、事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付する。</p> <p>事業内容 ・町おこし事業 ・コミュニティ活動 ・人づくり事業 広報で募集し、上記の活動団体に事業の一部を補助する。</p> <p>補助金の決定 かおる文化とうの町の町づくり事業推進委員会に諮問し、適当と認められた団体に対して交付する。</p>	<p>【目的】 里山の伝統文化とふるさと芸術村の融合を図り、「藤野町第4次総合計画」に基づき、藤野町固有の文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	相模原市民文化財団経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	民法第34条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 財団法人相模原市民文化財団寄附行為				
歳出予算額（平成17年度）	291,668千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の支援、文化情報の収集提供等の幅広い事業を実施する財団法人相模原市民文化財団に対し、事業費及び法人運営に係る経費の助成を行う。</p> <p>【助成の内容】</p> <p>1. 市民文化財団事業費補助金 144,020千円 （内訳） ・生活文化・芸術文化事業費 70,220千円 ・文化情報収集提供等事業費 73,800千円</p> <p>2. 市民文化財団運営費負担金 147,648千円 （内訳） ・法人運営費、固有職員人件費等</p> <p>64,997千円 ・市派遣職員人件費等 82,651千円</p> <p>【財団法人相模原市民文化財団】</p> <p>1. 設立年月日 平成元年4月28日</p> <p>2. 設立者（設立代表者） 相模原市</p> <p>3. 所在地 相模原市相模大野4丁目4番1号</p> <p>4. 基本財産 100,000千円（全額相模原市出資）</p> <p>5. 設立目的 市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与する。</p> <p>6. 役員 理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内 監事 2人</p> <p>7. 組織及び職員数（H17.6.1現在） 市派遣職員7人 固有職員10人 任期付16人 嘱託7人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	相模原市民文化財団経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局長 1人(市) 総務班 6人 (市2人、固有2人、任期付2人) 企画班 6人 (市2人、固有2人、任期付2人) 相模原市文化会館11人 (固有3人、任期付6人、嘱託2人) 社のホールはしもと9人 (市1人、固有2人、任期付5人、嘱託1人) 相模原市民会館6人 (市1人、固有1人、任期付1人、嘱託3人) 相模原南市民ホール1人 (嘱託1人) <p>8.事業概要</p> <p>市民各層の多様な観賞要求に応えるため、各文化施設の規模、特性を生かした多彩な事業を実施し、舞台芸術の鑑賞機会の提供を行う。</p> <p>ワークショップ等市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会を提供することで、市民の自主的な文化活動を支援し活性化を図る。</p> <p>各文化施設の利用案内、公演情報等を情報誌やホームページなどを通じて、市民等に情報提供する。</p> <p>市内の文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で見ることができるよう、施設の管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市文化会館 ・社のホールはしもと ・相模原市民会館 ・相模原南市民ホール 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	文化施設管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市立文化会館条例 相模原市立社のホールはしもと条例 相模原市立市民会館条例				
歳出予算額（平成17年度）	863,921千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	140千円	303千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で行えるよう施設の維持管理及び運営に努める。</p> <p>【施設名】 1. 相模原市文化会館 2. 社のホールはしもと 3. 相模原市民会館 4. 相模原南市民ホール</p> <p>【事業内容】 1. 施設の管理運営業務（財団法人相模原市民文化財団に委託） 2. 施設賠償責任保険料の支払 3. 「社のホールはしもと」賃借料等の支払</p> <p>【主な委託業務の範囲】 1. 施設の利用承認申請受付に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務（清掃・舞台操作管理・設備保守点検・機械整備・環境衛生・備品の管理業務等）</p> <p>【利用料金】 施設ごとのホールの一日の基本利用料金は次のとおり 1. 相模原市文化会館 平日 215,000円 土・日・休日 284,000円 2. 社のホールはしもと 平日 80,000円 土・日・休日 107,000円 3. 相模原市民会館 平日 86,000円 土・日・休日 113,000円 4. 相模原南市民ホール 平日 28,000円 土・日・休日 38,000円 なお、施設の利用料金は施設管理者の収入となる利用料金制度を導入しているため、予算編成時に利用料金収入見込額を委託料から差引く。</p> <p>【ホールの利用実績】（平成16年度） 1. 相模原市文化会館大ホール 213件 279,314人 2. 社のホールはしもとホール 213件 77,513人 3. 相模原市民会館ホール 195件 148,813人 4. 相模原南市民ホール 237件 41,890人</p>	<p>【目的】 町民の多様な芸術文化活動や文化的交流を促進するため、その拠点となる文化施設等の整備について検討する。</p> <p>【内容】 ・取得済用地の管理 中央公園計画に基づき取得した文化センター建設用地の管理（3筆 2,004㎡） ・文化センター等建設事業基金の管理 平成5年に基金を設置し、文化センター等建設事業に充当するため積み立てている。 平成15年度末現在高 448,688千円 平成16年度末現在高 448,991千円</p>	<p>該当なし</p> <p>・各地域センターについては、各支所等が管理、運営。 （市民部会の「地域センターの管理運営事業に記載） ・文化福祉会館については、生涯学習課が管理、運営。 （生涯学習部会の事業として記載）</p>	<p>生涯学習部会生涯学習課事務事業番号29「県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること」に別掲</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	文化施設管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【相模原市民文化財団の概要】</p> <p>1. 目的 相模原市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 役員 理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内 監事 2人</p> <p>3. 基本財産 100,000千円（全額相模原市出資）</p> <p>4. 職員数（H17.6.1現在） 市派遣職員7人 固有職員10人 任期付16人 嘱託7人</p> <p>【特定財源】</p> <p>1. 名称 貸付業者電気料等収入 2. 内容 食堂・売店・自販機等の実費負担金 3. 金額 140千円</p> <p>【その他】 平成18年4月に指定管理者制度へ移行予定</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	国際交流事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	27,598千円		2,743千円		760千円
歳入予算額（平成17年度）	11,525千円		0千円		600千円
【事務事業の内容】	<p>1. 友好都市交流(相模原市国際化推進委員会委託事業)</p> <p>【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との幅広い国際交流・国際協力を進めることを目的に、相模原市は1985年に中国江蘇省無錫市と、1991年にカナダ旧スカガロー市(現・トロント市)と友好都市を締結した。</p> <p>【事業概要】 無錫市 相互友好訪問、研修生の受入れ、友好都市締結20周年記念事業の実施等 トロント市 相互友好訪問等</p> <p>2. 市国際化推進事業支援金</p> <p>【目的】 市内の市民団体に対し、国際理解と国際協力を促進するため、市が市国際化推進事業支援金を交付し本市の国際化の推進を図っている。</p> <p>【事業概要】 友好都市交流事業 市民団体が教育、文化、スポーツ等を通じて本市の友好都市を訪問する場合に交付 市内在住者1人につき5000円、1事業10万円以下 16年度交付実績 3件 270,000円 国内交流事業 市民団体が教育、文化、スポーツ等を通じて国外諸都市から招聘する訪日団又は外国籍の相模原市民と交流する事業に交付 1事業につき事業費の1/3以内で15万円以下 16年度交付実績 3件 354,000円 国際協力事業 市民団体が国外の開発途上地域への物的支援又は人的支援を目的として実施する事業及び国内の留学生を支援する事業に交付 1事業につき事業費の1/3以内で15万円以下 16年度交付実績 1件 150,000円</p> <p>3. 市内在住外国人支援(相模原市国際化推進委員会委託事業)</p> <p>【目的】 外国人と共に住みよい環境づくりを推進するため日常生活に必要な情報の提供を行っている。</p> <p>【事業概要】 日本語ボランティア養成講座の開催 通訳ボランティア派遣 外国語版暮らしのガイド作成</p>	該当なし	<p>1. 友好都市交流</p> <p>【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との幅広い国際交流・国際協力を進めることを目的に、津久井町は1991年にカナダ・トレイル市と友好都市を締結した。</p> <p>【事業概要】 トレイル市 相互友好訪問 トレイル市民訪問団受入 20名 平成17年6月30日から7月11日まで</p> <p>2. 国際交流推進団体支援事業</p> <p>【目的】 町内の町民団体に対し、国際理解と国際協力を促進するため、町が国際交流推進団体支援金を交付し本町の国際化の推進を図っている。</p> <p>【事業概要】 国際交流推進団体補助 津久井国際交流の会への補助 補助金額 200,000円(平成16年度から) 団体の活動内容 (1) 町の国際交流事業の支援 (2) 町民との交流会の開催 (3) 在日外国人との交流事業の開催 (4) 講演会及び報告会の開催</p> <p>3. 市内在住外国人支援</p> <p>【目的】 外国人と共に住みよい環境づくりを推進するため日常生活に必要な支援を行っている。</p> <p>【事業概要】 町内在住外国人交流事業の支援 消耗品及び食料費 30,000円程度</p> <p>4. 財源 津久井町ふるさと文化振興基金を充当</p>	該当なし	<p>【目的】 草の根の国際交流機会を身近な地域で創出する。</p> <p>【内容】 駐日オーストリア大使館を仲介とする「オーストリア教育芸術省藤野芸術家の家」としての活動拠点 駐日オーストリア大使館員と国際交流サッカー大会「ふじのカップ」を開催 かながわ自治体の国際政策研究会議に参加</p> <p>【負担金】 かながわ自治体の国際政策研究会負担金 8,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	国際交流ラウンジ管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	22,164千円				
歳入予算額（平成17年度）	500千円				
【事務事業の内容】	<p>【さがみはら国際交流ラウンジ設置の目的】 地域の国際化や国際理解を推進するため、外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、外国人市民及び外国人市民を支援する団体の活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」を設置した。同所は、市が設置、管理し、ボランティアを中心とした「さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会」が運営を行っている。</p> <p>【設置場所及び規模】 相模原市鹿沼台1丁目9番15号 神奈川県企業庁「プロミティふちのべビル2階」 160.2平方メートル</p> <p>【さがみはら国際交流ラウンジの施設】 (1) 談話室 (2) 会議室 (開所時間) ラウンジの開所時間は、午前10時から午後8時50分までとする。（ただし、日曜日は午後6時まで） 毎週木曜日休み、12月28日から1月3日休館</p> <p>【国際交流ラウンジ運営委員会の概要】 国際交流ラウンジの運営方針などを協議、検討、運営する機関として、ラウンジに関わる国際交流関係団体から選任された者、ラウンジスタッフ・各部会（6部会）等の代表、財団法人神奈川県国際交流協会職員及び相模原市職員の20人程度の委員をもって組織している。</p> <p>【ラウンジ事業内容】 現在、次の6部会を中心に様々なボランティア事業を自主的な活動計画を基に継続運営している ・事業部 ・広報部 ・情報部 ・通訳・翻訳会 ・防災プロジェクト ・地域国際理解プロジェクト *時代の要請に応じて、総合学習や災害時の外国人支援（平成13年4月に市と防災協定を締結）などに対応するため、自発的に各種プロジェクトチームを作って活動している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	銀河連邦サガミハラ共和国事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	8,191千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 文部科学省（旧）宇宙科学研究所の研究施設のある4市1町がユーマとバロディで連邦国家を組織し、共和国相互に経済、教育、文化、福祉等、多様な交流を通じて地域間のコミュニティの醸成・活性化を図る。</p> <p>【概要】 建国日：昭和62年10月20日 建国趣旨：銀河連邦を構成する各共和国と連携し、宇宙平和の一翼を担うとともに人々の笑顔あふれるユートピアの創造を目指す。</p> <p>【組織】 サガミハラ共和国の行政を担当するため各府省を置き、それぞれの担当課が業務にあたる 大統領府、国務省、通商産業省・農業水産省、教育文化省</p> <p>【主な事業内容】 1. 銀河連邦フォーラムへの参加 2. 各共和国行事への特使派遣 3. 市民まつり等への各共和国首脳招待 4. 銀河連邦物産展や物産幹旋などを通じての物産交流の実施 5. 銀河連邦子ども留学交流事業への参加 6. 宇宙科学啓発事業「宇宙セミナー」の開催 7. スポーツを通じての各共和国との交流事業の実施</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	国際交流基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市国際交流基金条例				
歳出予算額（平成17年度）	150千円				
歳入予算額（平成17年度）	150千円				
【事務事業の内容】	<p>【背景及び目的】 世界各国の相互依存関係が深まる中、地域社会においても急速な国際化時代を迎え、本市においても「世界に開かれた地域社会の形成」を国際化施策とし、友好都市や海外諸都市の人々と市民の方々の交流をはじめ、芸術、文化での交流、在住外国人への支援など、様々な分野での活動を展開している。こうした中、市民の方々を主体とする国際交流をさらに推進するためには、継続的で安定的な環境づくりが必要と考え、平成6年4月に相模原市国際交流基金を設置した。</p> <p>【概要】 当該基金は、本市の積立金と市民の皆様や団体、企業などからの寄付金を原資として積立て、その運用益を利用して広範で多様な活動を財政的に支援することによって、本市の活動を一層推進するものである。</p> <p>【活用状況】 国際交流基金の運用額については、国際交流事業経費・国際交流ラウンジ事業経費の一部として活用している。</p> <p>平成13年度寄付金実績 2件 計150,000円 平成14年度寄付金実績 1件 計100,000円 平成15年度寄付金実績 3件 計204,196円 平成16年度寄付金実績 2件 計150,000円 平成17年度寄付金実績 1件 計50,000円 寄付金累計 33件 9,470,963円 (平成17年5月現在) 5月31日現在の基金総合計 249,470,963円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	ふるさと芸術村構想事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）					5,000千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【事業概要】</p> <p>昭和61年度の「いきいき未来相模川プラン」の主要プロジェクトの一つの事業。「自然と人間の共存と融合」を基本理念に、豊かな創造性を育み、新しい芸術・文化の拠点づくりを進め、個性あるまちづくりを目指した事業。</p> <p>主な事業内容は、以下のとおりであり、それぞれ一元化調書に記載した。</p> <p>藤野ふるさと芸術村メッセージ事業（アート・スフィア）</p> <p>アーティスト・イン・レジデンス事業</p> <p>野外環境彫刻事業（一元化調書「彫刻のあるまちづくり」に記載）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	アーティスト・イン・レジデンス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）					0千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 地域文化交流の拠点として、アーティスト・イン・レジデンス（国内外の芸術家が滞在し創作する拠点）の整備を検討する。</p> <p>【内容】 町内の空き家を芸術家に紹介し、滞在するのに必要な調整を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	男女共同参画に関する事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	男女共同参画社会基本法 さがみはら男女共同参画推進条例	男女共同参画社会基本法 男女共同社会づくり推進委員会設置要綱 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要綱	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法 男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法 男女共同社会プラン 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	15,512千円	123千円	189千円	158千円	153千円
歳入予算額（平成17年度）	500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 男女がともにその個性と能力を發揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画推進条例に基づき基本計画の総合的、効果的な推進を図る。また、市民とのパートナーシップのもと、男女共同参画に関する啓発等の事業を実施する。</p> <p>【内容】 男女共同参画審議会の開催 ・市民、学識経験者等により男女共同参画の推進に関わる審議を行う。 786千円</p> <p>男女共同参画専門員の設置 ・男女共同参画の推進や、関連する市の施策についての意見・苦情のほか、男女共同参画に関連する人権侵害についての相談などに対して調査をし、関係機関や関係者に、助言・是正の要望等を行う。 1,710千円</p> <p>ドメスティック・バイオレンス防止等事業 ・顕在化、深刻化するDVに対応するため、防止に向けた啓発等を実施する。また、被害者を一時的に保護する施設（シェルター）を運営する民間団体に助成をする。 7,825千円</p> <p>さがみはら女と男のいきいきフォーラム等講演会の実施 ・さがみはら女と男のいきいきフォーラムの開催 ・さがみはらウィメンズカレッジの実施 1,150千円</p> <p>情報誌等の発行（男女共同参画に関する市民意識の啓発を図るため、情報誌等を発行する。） ・情報誌「と・も・に」（年3回・各8,000部） ・ハンドブック「お父さんといっしょ」 ・啓発用冊子 2,900千円</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 県委託金 500千円</p>	<p>【目的】 男女共同社会づくり行動プランに基づき、社会のあらゆる分野に女性と男性が共同で参画する男女共同参画社会の実現をめざし、女性施策を総合的、効果的に推進する。</p> <p>【内容】 男女共同社会づくり推進委員会の開催 ・町民、学識経験者等により男女共同社会づくり行動プランの推進に関わる審議を行う。 18千円</p> <p>男女共同参画支援事業 ・民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。 65千円</p> <p>1市4町男女共同参画啓発事業 ・相模原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。 40千円</p>	<p>【目的】 男女共同参画社会の実現に向け、町民意識の向上を図るとともに、夫・パートナー等からの暴力により人権侵害を受けている女性の救済を図る。</p> <p>【内容】 1市4町男女共同参画啓発事業 ・相模原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。 48千円</p> <p>緊急一時保護事業 ・民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。 130千円</p> <p>【負担金】 緊急一時保護施設分担金 130千円 （入所1件：65千円 平成16年度実績0件）</p>	<p>【目的】 男女共同参画プランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。</p> <p>【内容】 ・フォーラム開催費 80千円 ・シェルター運営費負担金 65千円 ・協議会だよりの発行費 13千円</p>	<p>【目的】 男女共同参画プランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。</p> <p>【内容】 ・フォーラム開催費 88千円 ・シェルター運営費負担金 65千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 企画部会			
事務事業番号 8	事務事業名 男女共同参画推進センター管理運営事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市立男女共同参画推進センター条例				
歳出予算額（平成17年度）	34,297千円				
歳入予算額（平成17年度）	6,022千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 男女共同参画を推進する活動拠点として、女性にも男性にも、あらゆる世代に開かれた施設として、新たなパートナーシップの創造を目指し、センター事業体系に基づき具体的な事業を推進する。</p> <p>【内容】 指定管理者による管理運営（センターで行う男女共同参画を推進するための事業並びに、管理運営を指定管理者に委任する。） ・NPO法人男女共同参画さがみはらへ委託 22,505千円</p> <p>女性相談員による女性のための相談事業 ・ソレイユさがみ女性相談室において、相談事業を実施する。（一般相談、専門相談） 11,501千円</p> <p>調査研究事業の実施 ・女性を取り巻く諸問題の解決や男女平等意識の醸成に向けた取り組みを進めるため、市民の主体的で自由な発想に基づく調査・研究活動に対する助成を行う。 390千円</p> <p>【男女共同参画推進センター使用料】 使用料 セミナールーム使用料 7,298千円... うち減免見込額 1,459千円... (20%) 個人利用分 183千円... - + = 6,022千円（収入見込）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	平和思想普及啓発事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	渉外課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	3,611千円	190千円	0千円	20千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく、平和思想普及啓発のため、関連事業の開催等を行う。</p> <p>[核兵器廃絶平和都市宣言] 昭和59年12月に、非核三原則の遵守及び全ての核兵器廃絶、世界の恒久平和を願い都市宣言をした。</p> <p>【内容】 1 「市民平和のつどい」の開催 [目的] 核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づく、平和思想の普及啓発を図るため、「市民平和のつどい」開催する。 [内容] (1) 市民平和フォーラム (2) 平和映画の上映 (3) 平和写真展 (4) 被爆等戦争体験者のおはなし (5) 平和パネル巡回展 [主催] 相模原市 [企画・立案・運営] 「市民平和のつどい」実行委員会 [予算] 3,420千円</p> <p>2 日本非核宣言自治体協議会総会（長崎）及び平和祈念式典（広島）に職員を派遣 [予算] 152千円</p> <p>3 平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金 日本非核宣言自治体協議会分担金 60,000円 日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金 5,000円 核兵器廃絶平和行進賛助金 10,000円 原水爆禁止相模原地区平和行進激励金 10,000円 原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円 反核・平和の火りレー激励金 10,000円 神奈川核禁会議への被爆者救援賛助金 10,000円</p>	<p>【概要】 「非核平和都市宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、平和のつどいの開催などを行う。</p> <p>[非核平和都市宣言] 昭和60年12月に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 「平和のつどい映画会」の開催 [目的] 非核平和都市宣言の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため開催する。 [内容] 平成16年度 「まっ黒なおべんとう」の上映 平成16年8月20日 (午前・午後の部の計2回上映) [予算] 190千円</p>	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和60年8月6日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし</p>	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和61年9月22日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金 日本非核宣言自治体協議会分担金 20,000円</p> <p>【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし</p>	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和60年9月12日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	基地対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	渉外課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	日米安全保障条約 日米地位協定 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律など				
歳出予算額（平成17年度）	18,024千円				
歳入予算額（平成17年度）	1,177,836千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市内米軍基地の返還の促進、厚木基地の米軍機による騒音の解消、基地周辺の生活環境の保全等を図る。</p> <p>【内容】 1 市内米軍基地の早期返還など基地対策 【内容】 市内の米軍基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害となっていることから、早期の全面返還を基本として、特に必要となるについては、一部返還などにより早急に実現が図られるよう国や米軍対し、相模原市米軍基地返還促進市民協議会とともに要請している他、基地に起因する諸問題の解決に取り組んでいる。 （1）キャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部等の移転問題に関する取り組み （2）相模総合補給廠の野糧場及び北側部分の早期返還 （3）キャンプ座間の市道新戸相武台の共同使用区域の拡大及び外周道路部分の一部返還 （4）相模原住宅地区の共同使用 （5）PCBなど基地内の廃棄物等の対策 （6）市民生活に不安を与える演習・訓練等の禁止 など</p> <p>【歳入予算】 施設区域提供事務委託費 450千円 【歳出予算】 10,454千円</p> <p>2 基地周辺の航空機騒音の対策 【内容】 厚木基地の航空機による騒音は、市民生活に大きな影響を及ぼしており、その対策として騒音計を設置して騒音測定を行うとともに、国や米軍対し、厚木基地周辺各市とともに要請活動等に取り組んでいる。 （1）夜間連続離着陸訓練（NLP）の硫黄島での全面実施 （2）訓練全般に伴う事前の情報提供 （3）住宅防音工事助成対象区域の拡大 （4）NHKテレビ受信料助成制度の適用 など</p> <p>【航空機騒音オンライン監視システム】 市南部地域の4箇所に騒音計を設置し、航空機騒音を測定するとともに、測定機と渉外課をオンラインで結び、騒音把握把握及び騒音データ</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	基地対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>の集計等を行っている。</p> <p>[歳入予算] 騒音調査委託費 386千円</p> <p>[歳出予算] 6,918千円</p> <p>3 基地交付金 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に伴う交付金 [基地交付金資産調査システム] 基地交付金の算定基礎となる基地内資産台帳調査のためのシステム。</p> <p>[歳入予算] 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,093,000千円 施設等所在市町村調整交付金 81,000千円</p> <p>4 基地関係連絡協議会等負担金、補助金及び交付金 [予算] 全国基地協議会負担金 306,000円 防衛施設周辺整備全国協議会負担金 12,000円 県基地関係県市連絡協議会負担金 60,000円 県基地関係県市連絡協議会視察費 154,000円 厚木基地騒音対策協議会負担金 70,000円 厚木基地関係8市連絡協議会負担金 40,000円 県央地区渉外連絡委員会負担金 10,000円</p>				

総務部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	総務部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
6	褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く）	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	秘書課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	市表彰条例	町表彰条例・町名誉町民条例	町表彰条例	町表彰条例	町表彰条例	町表彰条例
歳出予算額（平成17年度）	3,797千円	780千円	540千円	183千円	1,050千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市表彰条例に基づき、市政の振興、公共の福祉増進、文化の向上等に功労のあったもの又は広く市民の模範となるものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 市政功労表彰、自治功労表彰、市民文化表彰</p> <p>(1) 市政功労表彰（対象は、市民又は市に關係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等本市の公共の福祉増進、教育、芸術、科学等各分野の業績顕著なもの、善行著しいもの、その他</p> <p>(2) 自治功労表彰 市長 : 8年以上その職にあった者 市議会議員 : 10年以上その職にあった者 助役・収入役 : 12年以上その職にあった者 執行機関の委員 : 15年以上その職にあった者</p> <p>(3) 市民文化表彰（対象は市民） 教育、芸術、科学、福祉の向上等市民文化の進展に寄与し、その業績特に顕著なもの</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（11月20日）</p> <p>3. 表彰審査委員会（付属機関） 市長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 1年 報酬 12,600円（日額） 委員の数 15人以内（16年度は14人） 市議会の議員 3人 市の執行機関の委員 3人 学識経験のある者 6人 関係行政機関の職員 2人</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、功労表彰、特別功労表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に關係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、善行著しい者、その他</p> <p>(2) 功労表彰 町長 : 4年以上在職した者 町議会議員 : 8年以上在職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任される各種委員及び助役・収入役 : 12年以上在職した者 消防団の団長及び副団長、総合計画審議会委員、民生委員、地区行政委員 : 12年以上在職した者 非常勤特別職で16年以上在職し、特に功績顕著と認められる者</p> <p>(3) 特別功労表彰 町長 : 8年以上在職し退職した者 町議会議員 : 16年以上在職し退職した者 助役・収入役・教育長 : 20年以上在職し退職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任される各種委員及び : 24年以上在職し退職した者 その他特に功績が顕著と認められる者</p> <p>(2)(3)の職に在職した者の在職年数は通算する</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（11月3日） （消防団員や交通指導隊員は、出初式等で実施）</p> <p>3. 表彰審査委員会 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 1年 謝礼 3,000円 委員の数 12人 例年、地区行政委員に委嘱</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町自治の振興と徳行の高揚を図るために町政の振興、公共の福祉に功労のあったもの、又は広く町民の模範となるものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、町民功労表彰、自治功労表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民若しくは本町に關係ある個人若しくは団体）生活改善・町政の進展・教育文化の振興・産業の発展等業績顕著なもの、徳行著しいもの、人命救助、多額の寄附又は奇特な行為のあったもの、その他</p> <p>(2) 町民功労表彰多年にわたり、町政の進展、教育文化の振興、産業の発展等その他功績が特に顕著なもの</p> <p>(3) 自治功労表彰 町長 : 満 8年以上在職した者 町議会議員 : 満12年以上在職した者 助役・収入役 : 満10年以上在職した者 公職による委員会委員・議会の同意又は選挙による特別職の職員 : 満15年以上在職した者</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月）</p> <p>3. 表彰審査委員会（付属機関） 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 2年 報酬 会長 8,000円（日額） 委員 7,400円（日額） 委員の数 7人以内（17年度は7人） 町議会の議員 2人 町の執行機関の委員 2人 関係行政機関の職員 1人 学識経験のある 2人</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町政振興に寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、功労表彰、</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に關係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、善行著しい者、その他</p> <p>(2) 功労表彰 町長 : 8年以上在職した者 町議会議員 : 12年以上在職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任された各種委員 : 12年以上在職した者 助役・収入役 : 10年以上在職した者 町吏員 : 20年以上在職した者 その他町長が特に功績顕著と認める者</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月4日） （消防団員は、出初式で実施）</p> <p>3. 表彰審査会（付属機関） 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 必要のつど。審査終了後解任 謝礼 8,100円（4時間以内は、4,100円） 委員の数 10人</p> <p>4. 名誉町民 本条例により被表彰者になったものうち、特に業績、功績が顕著なものに名誉町民の称号を贈る。 現在まで13名に贈る。存命者 4名</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、功労表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に關係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、徳行著しい者、その他</p> <p>(2) 功労表彰（4月1日基準日） 町長 : 8年以上在職した者 町議会議員 : 10年以上在職した者 助役・収入役 : 10年以上在職した者 非常勤特別職 : 10年以上在職した者 上記の者で特に功績顕著と認める者は、その年数に達しない場合も該当できる。</p> <p>消防団員については、別に規則で定める。</p> <p>(3) 名誉町民（藤野町名誉町民条例） 2名（いずれも故人）</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月4日）</p> <p>3. 表彰審査委員会 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 その都度任命する。 報酬 委員長 日額8,600円 委員 日額8,100円 委員の数 10名以内 ・町の職員 3名 ・町議会の議員 3名 ・町教育委員会の委員 1名 ・町農業委員会の委員 1名 ・知識経験のあるもの 2名</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>【概要】</p> <p>町名誉町民条例に基づき、町民又は町に関係の深い者で社会、政治、経済、教育、文化等の進展に貢献し、その功績が特に顕著で町民の敬愛を受けるものに対し名誉町民の称号を贈る。</p> <p>【内容】</p> <p>名誉町民には、名誉町民の称号、名誉町民章及び金一封又は記念品を贈る。</p> <p>現在まで1名に贈る。存命者なし</p>			<p>(平成17年度)</p> <p>町政50周年にあたり、記念式典を行う。</p> <p>実施予定日 平成17年7月15日</p> <p>開催場所 県立藤野芸術の家</p> <p>表彰予定者 一般表彰 10名程度</p> <p> 功労表彰 10名程度</p> <p>【予算】</p> <p>・事業費 730千円（アソシオン等）</p> <p>・記念品 320千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	私学振興に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課	総務課	総務課	総務課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、私立学校が行う施設整備事業等に対し、助成を行うことにより、私立学校の健全な発達に資する事を目的とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調査書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い				総務部会	
事務事業番号	事務事業名				協議ランク	
6	情報公開に関する事務				A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課	企画課	
根拠法令等	相模原市情報公開条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、同情報公開審査会規則、同情報公開審査会運営規程	城山町情報公開条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、同情報公開審査会規則、同情報公開審査会運営規程	津久井町情報公開条例、町公文書の開示手続等に関する規則、町情報公開事務処理規程、町情報公開・個人情報保護審査会条例、同審査会運営規程	相模湖町情報公開条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部会運営規程	藤野町情報公開条例、同施行規則、同事務処理規程、藤野町情報公開・個人情報保護委員会条例、同審査要領、同不服審査部会審査要領	
歳出予算額（平成17年度）	739千円	168千円	370千円	238千円	210千円	
歳入予算額（平成17年度）	7千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：市のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者その他他市政に関わりを有するもの又は市政に関し公開を必要とする理由を明示するもの (4)請求受付窓口：行政資料コーナー。なお、電子メールによる請求可 (5)請求に対する決定：請求書提出日翌日から起算して14日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずる</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 請求者数：144人 請求件数：229件 不服申立て件数：2件</p> <p>【情報公開審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 16年度諮問件数：2件 16年度開催回数：7回 委員報酬：@12,600円</p>	<p>【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。 (3)公開請求できる者：何人 (4)請求受付窓口：町民情報コーナー (5)請求に対する決定：公開請求があった日から起算して15日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資団体等の情報公開：町が出資その他の財政上の援助を行う団体（出資団体等）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 請求者数：20人 請求件数：118件 不服申立て件数：1件</p> <p>【情報公開審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 16年度諮問件数：1件 16年度開催回数：3回 委員報酬：@10,000円</p>	<p>【目的】 町の保有情報は、町民との共有財産であり、町民は知りたいと思う町の情報を公開請求できる。町もその請求に対して公開していくことで、町民参加による一層公正で開かれた町政を実現しようとするもの。</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：何人でもできる (4)請求受付窓口：町政情報コーナー。なお、郵送による請求可。 (5)請求に対する決定：請求書提出日から起算して15日以内に諸答の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付作成に要する費用は請求者の負担。 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 請求者数：5人 請求件数：9件 不服申立件数：0件</p> <p>【審査会の運営状況】 委員数：5名（内、会長1名） 委員任期：2年間（H16.4.1～H18.3.31） 16年度諮問件数：0件 16年度開催回数：4回 16年度答申件数：1件 委員報酬：会長@8,000円、委員@7,400円</p>	<p>【目的】 町民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：町内に住所を有する者、町内の事務所若しくは事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者又は公文書の公開を必要とする理由を明示するもの (4)請求受付窓口：行政資料コーナー、郵送も可 (5)請求に対する決定：請求書提出のあった日から起算して15日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずる</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 請求者数：12人 請求件数：38件 不服申立て件数：0件</p> <p>【委員会不服審査部会の運営状況】 委員数：3名 委員任期：2年間 16年度諮問件数：0件 16年度開催回数：0回 委員報酬：弁護士、大学教授14,700円・その他 8,100円</p>	<p>【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する行政文書の閲覧や写し等の交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関において管理しているもの (3)公開請求できる者：何人も (4)請求受付窓口：企画課。なお、郵送、FAX、電子メールによる請求可 (5)請求に対する決定：公開請求のあった日から起算して15日以内に当該公開請求に対する諸答の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写し等の交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：町が出資その他財政上の援助を行う団体（出資団体）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 請求者数：5人 請求件数：28件 不服申立て件数：1件</p> <p>【委員会不服審査部会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 16年度諮問件数：1件 16年度開催回数：0回 委員報酬：学識経験者@15,000円 以外の者 @ 8,100円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	個人情報の保護に関する事務	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課	企画課
根拠法令等	相模原市個人情報保護条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、個人情報保護審議会規則、同運営規程、個人情報保護審査会規則、同運営規程	城山町個人情報保護条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、個人情報保護審議会規則、同運営規程、個人情報保護審査会規則、同運営規程	津久井町個人情報保護条例、同施行規則、同事務処理規程、情報公開・個人情報保護審議会条例、同審議会運営規程、同審査会条例、同審査会運営規程	相模湖町個人情報保護条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部会運営規程	藤野町個人情報保護条例、同施行規則、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部会審議要領
歳出予算額（平成17年度）	2,012千円	344千円	370千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	1千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：市のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、正確性、安全性等の確保 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権 (4)請求受付窓口：行政資料コーナー (5)請求（訂正、利用停止）に対する決定：請求書提出日翌日から起算して14日（30日）以内に開示（訂正、利用停止）する等の決定をしなければならない。期間延長60日を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置 (8)罰則 実施機関、受託者、指定管理者に対して規定あり</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 開示請求件数：102件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 （委員数：審議会5名 審査会5名） 個人情報保護審議会の開催：1回 個人情報保護審査会の開催：0回 委員報酬：@10,000円（有識者） @7,000円（委員）</p> <p>(2)平成16年度事業の内容 個人情報保護審議会の開催：4回 個人情報保護審査会の開催：3回 委員報酬：@12,600円</p>	<p>【目的】 個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成11年城山町条例第9号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：町民情報コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出日から起算して15日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長60日（75日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、出資団体等が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 開示請求件数：2件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 （委員数：審議会5名 審査会5名） 平成16年度事業の内容 個人情報保護審議会の開催：1回 個人情報保護審査会の開催：0回 委員報酬：@10,000円（有識者） @7,000円（委員）</p> <p>(2)平成16年度事業の内容 個人情報保護審議会の開催：4回 個人情報保護審査会の開催：4回 委員報酬：会長@8,000円、委員@7,400円</p>	<p>【目的】 町が保有する個人情報の取扱いに関して具体的なルールを定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止し、基本的人権の擁護と公正で民主的な町政を推進しようとするもの。</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱い事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：町政情報コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出日から起算して15日（30日）以内に開示（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長60日（75日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 開示請求件数：5件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護委員会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護委員会を設置し運営するもの。 （委員数：7名） (2)平成16年度事業の内容 委員会の開催：2回 委員報酬：弁護士、大学教授14,700円・その他8,100円</p>	<p>【目的】 個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成14年藤野町条例第15号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：行政資料コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出した日から起算して15日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長60日（75日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 開示請求件数：1件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護委員会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護委員会を設置し運営するもの。 （委員数：5名） (2)平成16年度事業の内容 委員会の開催：0回 委員報酬：学識経験者@15,000円 以外の者 @8,100円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	行政資料の収集、管理及び提供事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課	企画課
根拠法令等	相模原市行政資料コーナー管理規程 相模原市有償刊行物取扱要綱	公文書の公開に係る事務取扱要領	津久井町情報公開条例 津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町町政情報コーナー管理規程		
歳出予算額（平成17年度）	526千円	346千円	169千円	20千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	440千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 市の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、市政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、図録、都市計画図など地図類の市刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。尚、市内12出張所でも有償刊行物の取次販売を行っている。 公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 市役所本庁舎1階</p> <p>【面積】 103.9㎡（情報公開室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 16,390点（平成17年度当初）</p> <p>【有償刊行物数】 415種類（平成17年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで （販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）</p> <p>【平成16年度実績】 (1)開所日数 243日 (2)利用人数 19,492人 (3)有償刊行物販売 3,406,030円（出張所販売分37,570円含む） (4)複写機利用 ・モノクロコピー ⑩10円×58,079枚=580,790円 ⑥60円×10枚=600円 ⑩120円×8枚=960円 ・カラーコピー ⑩140円×129枚=18,060円</p>	<p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、町民情報コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の委託販売を行っている。情報公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 役場庁舎1階</p> <p>【面積】 30㎡（情報公開室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 約1,100点（平成17年度当初）</p> <p>【有償刊行物数】 31種類（平成17年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで （販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）</p> <p>【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)複写機利用 ・白黒 1枚 10円 ・カラー1枚100円</p>	<p>【目的】 情報公開制度を実施するため及び町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 町や国、県等の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。 公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 本庁舎2階町政情報コーナー</p> <p>【面積】 約20.0㎡（企画政策室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 約1,200点</p> <p>【有償刊行物数】 32種類（平成17年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで</p> <p>【平成16年度実績】 (1)開所日数 243日 (2)利用人数 約940人 (3)有償刊行物等販売 595,600円 (4)複写機利用 ・モノクロコピー ⑩10円×4,010枚=40,100円 ・カラーコピー 該当なし</p> <p>【歳出予算額】 複写機維持経費⑨9,765×12月=117,180円 プリント料金④4,200×12月=50,400円</p> <p>【歳入予算額】 有償刊行物等販売代金 400,000円 コピー使用料 40,000円</p>	<p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧することができる。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 町役場3階</p> <p>【面積】 39.6㎡</p> <p>【資料点数】 約3,000点</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、町民情報コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧することができる。</p> <p>【場所】 町役場1階</p> <p>【面積】 約1㎡（備え付け本棚に対応）</p> <p>【資料点数】 約300点</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	市史編さん事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	総務課市史編さん室 附属機関の設置に関する条例・相模原市市史編さん審議会規則・相模原市市史編集委員会設置要綱	教育委員会生涯学習課	企画政策室 津久井町史編さん委員会設置要綱・津久井町史編集委員会設置要綱・津久井町史編さん基本方針	企画財政課 相模湖町史編さん委員会要綱	企画課
歳出予算額（平成17年度）	26,564千円		21,652千円	2千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	1,694千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【附属機関】 相模原市市史編さん審議会</p> <p>【補助金/交付金等】（負担金） 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金10千円</p> <p>【特定財源】 市史売払収入等 1,694千円</p> <p>【概要】 市制50周年を機に市史続編を編さんするため、平成13年度から市史編さん室を開設し事業を進めている。</p> <p>【目的】 既刊の市史ではふれていない昭和20年8月以降の現代史及び各分野（自然・民俗・考古等）について編さんし、郷土意識の醸成に資するとともに、編さん課程で収集された資料の保存を図る。</p> <p><刊行予定> 市史続編 1 現代図録編 平成16年度刊行 2 現代資料編 平成19年度刊行 3 自然編 平成20年度刊行 4 民俗編 平成21年度刊行 5 現代通史編 平成22年度刊行 6 考古編 平成23年度刊行 7 現代テーマ編 平成25年度刊行 8 文化遺産編 平成26年度刊行 9 近代資料編 平成28年度刊行 10 別巻 平成29年度刊行</p> <p>付帯刊行物 ダイジェスト版・市史ノート・市史叢書・調査報告書等</p> <p><会議等> 相模原市市史編さん審議会 委員10名 年3回 報酬12600円/回 相模原市市史編集委員会 委員10名 年3回 謝礼12600円/回</p> <p>専門部会 年数回 謝礼10000円/回 近現代部会 自然部会 考古部会 民俗部会 文化遺産部会</p> <p><市史普及事業> 市史編さんだより（年6回奇数月発行） 市史講演会（年2回）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町史編さん事業は、町制施行30周年記念事業の一環として昭和58年度から準備を進め、平成8年度に終了した。</p> <p><刊行物> 町史1資料編（考古・古代・中世） 町史2資料編（近世） 町史3資料編（近現代） 町史4資料編（民俗） 町史5通史編（原始・古代・中世） 町史6通史編（近世） 町史7通史編（近現代） 資料所在目録（近世） 資料所在目録（近現代・近世補填） 新聞記事目録 風土記1号～5号</p>	<p>【補助金/交付金等】（負担金） 1 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金10千円</p> <p>【特定財源】 「ふるさと文化振興基金」充当事業</p> <p>【概要】 平成7年の町制40周年事業として発案され、平成10年度に編さん委員会・編集委員会を設置し、以降、本格的に調査・編集活動を行なう。</p> <p>【目的】 町の歴史的發展過程を顧みて、将来の進むべき方向を展望し、町民の健全な郷土意識・郷土愛を育むとともに、収集した歴史的資料を貴重な文化遺産として後世に残す。</p> <p><刊行予定> 町史本編 資料編 近世1 平成15年度刊行 資料編 考古・古代・中世 平成17年度刊行 資料編 近・現代 平成18年度刊行 資料編 近世2 平成19年度刊行 通史編 原始・古代・中世 平成20年度刊行 通史編 近世・近・現代 平成21年度刊行 別編 地誌・自然・統計 平成22年度刊行 （刊行年度については修正作業中）</p> <p>付帯刊行物 町史機関誌『ふるさと津久井』、資料所在目録・調査報告書、別冊 概要版 等</p> <p><会議等> 津久井町史編さん委員会 委員9名 年2回 報酬7,400円（会長8,000円、+交通費）（以下同じ） 津久井町史編集委員会・編集会議 委員8名 年3回 報酬 同上 津久井町史編集委員会・部会 委員20名 随時開催 報酬 同上 原始・古代部会 中世部会 近世部会 近・現代部会 自然部会 地誌部会（組織化検討中）</p> <p><調査活動>（現地調査） 編集委員等を調査員として雇用し、調査活動を行なっている。調査員（10,000円+交通費）（16年度実績）延365日 3,958,290円</p> <p><町史普及活動> 広報掲載「つくい史訪ね歩き」（隔月掲載） 機関紙『ふるさと津久井』発行 （町民参加型調査等） 中世石造遺物分布調査（毎月1回、原始・古代</p>	<p>町史編さん事業については、当初計画どおり平成5年度から平成9年度までの5年間事業として調査から執筆、編集を行ってきました。</p> <p>印刷については、当初10年度予算で歴史編、民俗編、自然編を同時に作成する予定でしたが、財政事情が厳しいことを考慮して次の予定で行う。</p> <p><刊行予定> ・歴史編（500部） 平成12年度刊行 ・民俗編（500部） 平成18年度刊行 ・自然編（500部） 平成19年度刊行</p>	<p>町史編さんに事業については、平成元年から平成4年度まで、執筆、編集を行ってきました。</p> <p>印刷については、平成5年度に資料編、上・下を刊行し通史編については、平成6年度で刊行しました。</p> <p>（刊行実績） ・資料編上（1000部平成5年度刊行） ・資料編下（1000部平成5年度刊行） ・通史編（1000部平成6年度刊行）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	市史編さん事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p><非常勤特別職> 市史編さん室特別顧問 1人 報酬200500円/月 市史編さん調査員 3人 報酬194100円/月</p>		<p>部会調査を兼ねる) 6回開催、69人参加・ 整理作業19回実施、57人参加 身近な生き物調査(6回開催、79人参加) 津久井町の古文書を読む会(毎月1回、町史事 務局指導) 12回開催、161人参加</p> <p>町民大学「グリーンカレッジ」津久井の歴史講 座への協力</p> <p><非常勤特別職> 町史編さん委員会委員 9名 報酬(同上) 町史編集委員会委員 28名 報酬(同上)</p> <p><非常勤一般職> 町史専門調査員 1名 賃金(10,000円+交 通費) 町史資料整理員 1名 賃金(時給790円+交 通費)</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 7	事務事業名 (財)相模原市都市整備公社補助金	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政システム課	財務課	財務課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例				
歳出予算額(平成17年度)	61,770千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の100%出資により設立された(財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。</p> <p>【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成17年5月1日現在)】</p> <p>(1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事 10人、監事 2人 (3)職員体制 市派遣職員 8人 (うち覚書職員4人) 固有職員 28人 嘱託職員 166人 計 202人</p> <p>(4)主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	外部監査に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政システム課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法・相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例	地方自治法・城山町外部監査契約に基づく監査に関する条例			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	7,121千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 責任ある行政主体として、現行の監査委員制度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運営を推進する。</p> <p>【事業の概要】 地方公共団体と外部監査契約を締結した外部監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監査結果を公表 平成17年度から包括外部監査契約に関する事務は監査委員事務局が補助執行する。</p> <p>【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、日本公認会計士協会東京会神奈川県会に候補者1名の推薦を依頼。（行政システム課の所掌事務）</p> <p>【制度】 ・包括外部監査制度 外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制度 (委託料・・・16,500千円=監査委員事務局が補助執行)</p> <p>・個別外部監査制度(H13年度からH16年度まで該当なし) 各種監査の請求または要求監査について、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査によることを求めることができる制度 (委託料・・・3,000千円=監査委員事務局が補助執行)</p> <p>【主な事務の内容】 (1) 包括外部監査契約の締結 (2) 包括外部監査人の監査実施への協力 (3) 包括外部監査結果報告及び措置状況の公表</p>	<p>【目的】 責任ある行政主体として、現行の監査委員制度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運営を推進する。</p> <p>【事業の概要】 地方公共団体と外部監査契約を締結した外部監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監査結果を公表</p> <p>【制度】 ・包括外部監査制度(H16年度より制度化) 外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制度 ・委託料・・・5,000千円 ・個別外部監査制度(H16年度より制度化) 各種監査の請求または要求監査について、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査によることを求めることができる制度 ・委託料・・・2,096千円</p> <p>【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、四大監査法人に候補者1名の推薦を依頼。</p> <p>【主な事務の内容】 (1) 包括外部監査契約の締結 (2) 包括外部監査人の監査実施への協力 (3) 包括外部監査結果報告及び措置状況の公表</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	市民ロビー相模大野負担金に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	行政システム課 市民ロビー相模大野の負担金に係る覚書	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
歳出予算額（平成17年度）	11,881千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 相模原市の要請に基づき、都市整備公社が建設、取得した「市民ロビー相模大野」の運営に対し、その公共性を考慮し、利用者負担金が見込めない「公共歩廊」について賃料相当額を都市整備公社に支払うもの</p> <p>【内訳】 その他負担金 公共歩廊：198.015㎡×@5,000円/㎡×12月 = 11,880,900円</p> <p>【支払いの相手先】 (財)相模原市都市整備公社</p> <p>【施設の概要】 市民ロビー相模大野 (1)所在地 相模原市相模大野4-5-1 (2)内容 相模大野ギャラリー 129.5㎡ 相模原商工会議所 49.7㎡ 相模原バートバンク 125.3㎡ コーヒーラウンジ 86.8㎡ (3)開設年月日 昭和63年10月1日 (4)開所時間及び休所日 8:30～19:00 年末年始休所 (5)職員体制 嘱託職員1名 臨時職員1名</p> <p>【目的】 相模原市の100%出資により設立された(財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。</p> <p>【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成17年5月1日現在)】 (1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事10人、監事2人 (3)職員体制 市派遣職員8人 (うち覚書職員4人) 固有職員28人 嘱託職員166人 計202人 (4)主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業</p>		該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	職員定数の管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政システム課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市職員定数条例	城山町職員定数条例	津久井町職員定数条例	相模湖町職員定数条例	藤野町職員定数条例
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【職員定数管理計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>市の将来を見据えた適確な定数管理を計画的に推進すべく策定したものの、相模原職員定数管理計画（第3次計画）計画期間：平成16～18年度の3カ年目標：3カ年で定数を150人削減</p> <p>上記計画に基づき、事務事業評価、主要事業計画、予算、組織・定数を連動させるシステムを活用し、職員定数の査定を行っている。また、各部の判断で職員を配置できるように部別定数枠を各部へ内示している。</p> <p>〔H17スケジュール〕</p> <p>6月中 各部から定数要求</p> <p>7月～ 各部ヒアリング</p> <p>8月 各部へ部別定数枠の内示</p> <p>9月～ 各部部内調整</p> <p>10月 最終内示</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。</p> <p>調査時期：毎年5～6月</p> <p>【職員総合情報システム（事務管理システム）】</p> <p>組織及び定数の要求及び査定を行い、査定内容を帳票に出力するためのシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の要求・査定 ・定数の要求・査定 ・非常勤職員の要求・査定 	<p>【定員適正化計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>定員管理の適正化のため今までの取組、今後の課題を見据えて職員数の抑制を推進するため策定</p> <p>定員適正化計画</p> <p>計画期間：平成14～19年度</p> <p>目標：平成12～16年度の5カ年で5%（10名）削減</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。</p> <p>調査時期：毎年5～6月</p>	<p>【職員定員適正化計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>現在は、策定していない。</p> <p>行政改革の取組の中で、職員数の削減を行っている。</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。</p> <p>調査時期：毎年5～6月</p>	<p>【職員定員適正化計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>平成15年度で計画が終了し、現在は未策定。</p> <p>行政改革の取組の中で、職員数の削減を図って行く。</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。</p> <p>調査時期：毎年5～6月</p>	<p>【職員定員適正化計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>平成15年度で計画が終了し、現在は未策定。</p> <p>行政改革の取組の中で、職員数の削減を図って行く。</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。</p> <p>調査時期：毎年5～6月</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																									
29	各種事務事業の取扱い		総務部会																																									
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																									
11	事務改善制度		A協議会 B幹事会 C専門部会																																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																							
担当課名	行政システム課	総務課	企画政策室	総務課	企画課																																							
根拠法令等	相模原市職員の事務改善の報告及び提案の奨励に関する規程	城山町職員提案規定		相模湖町職員提案規則	藤野町事務改善委員会事務取扱要領																																							
歳出予算額（平成17年度）	397千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																							
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																							
【事務事業の内容】	<p>【事務改善・提案制度】</p> <p>1 目的 事務及び作業の能率の向上及び市民サービスの向上等を図るため、職場単位や各職員の参加による事務改善及び提案運動を促進するもの。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知及び研修 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 (4) 提案事項の対象課への実施依頼</p> <p>3 報償の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>奨励賞（努力賞）</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>最多提案賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	単 価	市長賞	1	50,000	金賞	2	30,000	銀賞	4	20,000	銅賞	6	10,000	奨励賞（努力賞）	70	2,000	最多提案賞	1	5,000	<p>【職員提案制度】</p> <p>1 目的 職員が町行政に対する政策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図るとともに、効率的な行政運営に資するもの。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 職員提案制度の庁内周知 (2) 職員提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 (4) 提案事項の対象課への実施依頼</p> <p>3 報償の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> <tr> <td>努力賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成15・16年度実績 0件</p>	名 称	数 量	単 価	町長賞	1	30,000	金賞	1	10,000	銀賞	1	5,000	銅賞	1	3,000	努力賞	1	2,000	<p>【職員提案制度】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】【ISO9001推進事業】</p> <p>1 目的 ISO9001国際標準による品質マネジメントシステムを活用し、本町のマネジメントシステムの構築・改善を図りながら効率的行政運営を推進する。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 内部品質監査員研修 (2) マネジメントシステム評価会議 (3) プロジェクト会議 (4) 内部品質監査の実施 (5) 外部監査の実施 (6) 品質マニュアルの改訂</p> <p>3 ISO9001の認証 (1) 認証取得日 平成14年3月22日 (2) 審査登録機関 財団法人日本品質保証機構（JQA） (3) 登録証番号 JQA-QM8000 (4) 認証の範囲 津久井町（一部出先機関を除く）が行う行政サービスの企画及び実施</p> <p>4 ISO9001の廃止 廃止日 平成17年3月31日</p>	<p>【事務改善・提案制度】</p> <p>1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図る。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰</p> <p>3 報償の内訳 審査会が決定する。</p>	<p>【事務改善・提案制度】</p> <p>1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図る。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰</p> <p>3 報償の内訳 審査会が決定する。</p>
名 称	数 量	単 価																																										
市長賞	1	50,000																																										
金賞	2	30,000																																										
銀賞	4	20,000																																										
銅賞	6	10,000																																										
奨励賞（努力賞）	70	2,000																																										
最多提案賞	1	5,000																																										
名 称	数 量	単 価																																										
町長賞	1	30,000																																										
金賞	1	10,000																																										
銀賞	1	5,000																																										
銅賞	1	3,000																																										
努力賞	1	2,000																																										

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員課職員研修室	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	地方公務員法第39条第2項、相模原市職員研修規程	地方公務員法第39条第2項、城山町職員研修規程	地方公務員法第39条第2項、津久井町職員研修規程	地方公務員法第39条第2項、相模湖町職員研修規程	地方公務員法第39条第2項、藤野町職員研修規程
歳出予算額（平成17年度）	56,353千円	1,261千円	4,030千円	259千円	523千円
歳入予算額（平成17年度）	2,904千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 研修所研修 集合研修 階層研修 【概要】階層ごと又は複数の階層を対象に、共通の研修ニーズを有する職員を集め、求められる能力の習得、向上等を図るため職場外で行う研修 【内容】新採用職員研修、吏員1.2.3、主任1.2、主査1.2、副主任1.2、管理者1.2、経営層、技能労務主査、技能労務職員研修 【予算】4,427千円</p> <p>2. 研修所研修 集合研修 特別研修 【概要】市の業務に関し、特定の知識、技能等の習得を必要とする職員を対象として、職場外で行う研修又は自己啓発及び職場指導のための援助並びに研修 【内容】職場指導員研修、職場研修推進主任研修会、財務セミナー、法務セミナー、女性職員セミナー、法制執務研修、町田市合同研修、津久井4町合同研修、地方分権推進関連研修、接遇研修、救命救急講習会、交流派遣職員研修会、民間企業合同研修、セクハラ防止啓発研修、派遣研修成果報告会 【予算】3,316千円</p> <p>3. 研修所研修 派遣研修 国内派遣研修 【概要】職場に関する高度な専門知識、技能等を習得するために大学等の高等教育機関又は研修専門機関へ派遣して行う研修 【内容】自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所、市町村研修センター、全国市町村国際文化研修所、フロンティア体験研修、都市間交流研修、民間企業派遣研修、自治体女性管理者フォーラム研修 【予算】3,559千円</p> <p>4. 研修所研修 派遣研修 海外派遣研修 【概要】外国語の習得、諸外国の実情の把握、視野の拡大等を図るため、海外の大学、諸都市等に派</p>	<p>1. 市町村研修センター等 基本研修 【概要】公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する 【内容】新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】117千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修 【概要】能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る 【内容】専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】509千円</p> <p>3. 職場 職場研修 【概要】職場の活性化、仕事への意欲向上を図るとともに、円滑な人間関係の確立、新採用職員の職場への早期適応を図る 【内容】職場指導員の選任による新採用職員の指導、各職場での日常の執務を通じた職務内容に応じた研修 【予算】13千円</p> <p>4. 派遣研修 【概要】先進都市、特色ある市町村へ調査・研究のための派遣、他機関による研修会等への派遣により勤務能率の増進や知識・技能の習得を図る 【内容】国内派遣研修、各種セミナーへの参加 【予算】621千円</p> <p>5. 自己啓発 【概要】町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識の高揚を図る 【内容】自主研究グループへの助成 【予算】1千円</p>	<p>1. 階層別研修 【概要】各階層で求められる知識、技能等を習得するとともに、それぞれの職責の重要性を認識し、行政需要の変化に対応できる能力を養うための研修 【内容】管理職研修 【予算】3,500千円</p> <p>2. 一般研修 【概要】行政需要の多様化に伴い、公務員としての基礎的能力を身に付け、変化に対応できる能力を育成するための研修 【内容】一般研修 【予算】99千円</p> <p>3. 専門研修 【概要】専門的知識、技能等を習得させるための研修 【内容】各課で実施（派遣） 【予算】総務課予算 0千円</p> <p>4. 職場研修 【概要】所属長及びその命を受けた職員が所属職員に対し、日常の執務等を通じ、各職員に必要な知識、技能等を習得させるために行う職場における研修 【内容】各課で実施 【予算】0千円</p> <p>5. 派遣研修 【概要】研修専門機関等に派遣して行う研修 【内容】市町村研修センター等 【予算】90千円</p> <p>6. 自己啓発 【概要】自己の能力開発、向上のため、自ら学ぶこと。</p>	<p>1. 市町村研修センター等 基本研修 【概要】公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する 【内容】新採用職員研修、監督者・管理者・幹部研修 【予算】90千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修 【概要】能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る 【内容】専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】79千円</p> <p>3. 職場研修 【概要】所属長及びその命を受けた職員が所属職員に対し、日常の執務等を通じ、各職員に必要な知識、技能等を習得させるために行う職場における研修 【内容】各課で実施 【予算】0千円</p> <p>4. 派遣研修 【概要】研修専門機関等に派遣して行う研修 【内容】市町村研修センター等 【予算】90千円</p> <p>5. 職員交流派遣 【概要】他の自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】相模原市、神奈川県、津久井郡広域行政組合</p>	<p>1. 市町村研修センター等 基本研修 【概要】公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する 【内容】新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】150千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修 【概要】能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る。 【内容】専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】70千円</p> <p>3. 専門知識 【概要】専門的知識、技能等を習得させるための研修 【内容】各課で実施（派遣） 【予算】総務課予算0千円</p> <p>4. 派遣研修 【概要】研修専門機関等に派遣して行う研修 【内容】市町村研修センター等 【予算】40千円</p> <p>5. 職場研修 【概要】各職場における日常に業務を通じて必要な知識、技能等の充実に向上を図るとともに、良好な人間関係の維持形成を図る。 【内容】全職員を対象とした職員の資質向上を高める研修 【予算】360千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>遣して行う研修 【内容】 海外派遣研修、海外自主研修 【予算】130千円</p> <p>5．自己啓発 【概要】 職員一人ひとりが自主的、主体的に能力開発・向上に取り組み、資質向上を図る。研修担当課においては、職員が積極的に自己啓発に取り組めるよう動機付けを促すなどの支援を行う。</p> <p>【内容】 自主研修グループへの援助、通信教育講座等への援助 【予算】730千円</p> <p>6．職員交流派遣 【概要】 国や他自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。</p> <p>【交流先】 国（内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、文部科学省）神奈川県、横浜市、町田市、横須賀市、城山町、津久井町、相模湖町、津久井郡広域行政組合、地方自治研究機構、資産評価センター、首都圏産業活性化協会</p>	<p>6．職員交流派遣 【概要】 県や他自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。</p> <p>【交流先】神奈川県、相模原市</p>	<p>【内容】 自主研修グループへの援助 【予算】20千円</p> <p>7．職員交流派遣 【概要】 他の自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。</p> <p>【交流先】 相模原市、厚木市、財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団</p>		<p>6．自己啓発 【概要】 町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識の高揚を図る</p> <p>【内容】 自主グループへの助成 【予算】50千円</p> <p>【平成17年度予算】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．市町村研修センター等(基本研修) 150千円 2．市町村研修センター等(特別研修) 78千円 3．専門研修 0千円 4．派遣研修 55千円 5．職場研修 200千円 6．自己啓発 40千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	職員の公務災害及び通勤災害	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	・地方公務員災害補償法・労働者災害補償保険法・相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例・相模原市職員公務災害等見舞金条例・労働安全衛生法・相模原市職員安全衛生管理規則	・地方公務員災害補償法・労働者災害補償保険法・城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	・地方公務員災害補償法・労働者災害補償保険法・津久井町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例・津久井町職員公務災害等見舞金条例・労働安全衛生法・津久井町職員衛生管理規程	・地方公務員災害補償法・労働者災害補償保険法・相模湖町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例・相模湖町職員公務災害等見舞金条例・労働安全衛生法	・地方公務員災害補償法・労働者災害補償保険法・藤野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例・藤野町職員公務災害等見舞金条例・労働安全衛生法
歳出予算額（平成17年度）	7,350千円	2,008千円	2,116千円	763千円	1,018千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】					
<p>1 常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 3,942名 負担金納付額32,960,293円（17年度）</p> <p>【事務処理実績等】（15年度） 常勤職員公務災害等認定件数 4 7件 （公務災害 4 0件、通勤災害 7 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害</p> <p>【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 2,173名 労災保険料納付額6,568,435円（17年度） 休業補償（事業主負担分）38千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 2 4件 （公務災害 2 2件、通勤災害 2 件）</p> <p>3 市議会議員等非常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 「相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 約4,300名 災害に対する補償 ・療養補償 300千円（17年度予算） ・休業補償 120千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 市条例対象公務災害等認定件数 6件 （公務災害 3件、通勤災害 3件）</p> <p>4 安全衛生活動</p> <p>【目的】 職員の公務災害及び通勤災害防止のため、安全衛生活動を実施する。</p> <p>【内容】 ・13の事業場において、安全衛生委員会を設置し、安全衛生活動を実施している。 ・活動内容は安全衛生委員会の開催、職場巡視、健康相談、先進事業場の視察等</p>	<p>1 常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 195名 負担金納付額1,201,315円（17年度）</p> <p>【事務処理実績等】（15年度） 常勤職員公務災害等認定件数 3件 （公務災害 3件、通勤災害 0件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害</p> <p>【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 176名 労災保険料納付額737,097円（17年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 3件 （公務災害 3件、通勤災害 0件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 「城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 約720名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（17年度予算） ・休業補償 0千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 町条例対象公務災害等認定件数 0件 （公務災害 0件、通勤災害 0件）</p>	<p>1 常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 279名 負担金納付額1,638,633円（17年度）</p> <p>【事務処理実績等】（15年度） 常勤職員公務災害等認定件数 3件 （公務災害 3件、通勤災害 0件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害</p> <p>【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 168名 労災保険料納付額738,607円（17年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 0件 （公務災害 0件、通勤災害 0件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 「津久井町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 1,328名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（17年度予算） ・休業補償 0千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 町条例対象公務災害等認定件数 1件 （公務災害 1件、通勤災害 0件）</p> <p>4 安全衛生活動</p> <p>【目的】 職員の公務災害及び通勤災害防止のため、衛生活動を実施する。</p> <p>【内容】 ・町に衛生委員会を設置し、衛生活動を実施している。 ・活動内容は衛生委員会の開催、職場巡視、健康講座の開催、健康相談（メンタル相談）等</p>	<p>1 常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 121名 負担金納付額671,425円（17年度）</p> <p>【事務処理実績等】（15年度） 常勤職員公務災害等認定件数 0件 （公務災害 0件、通勤災害 0件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害</p> <p>【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 86名 労災保険料納付額91,500円（17年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 0件 （公務災害 0件、通勤災害 0件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 「相模湖町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 約407名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（17年度予算） ・休業補償 0千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 町条例対象公務災害等認定件数 0件 （公務災害 0件、通勤災害 0件）</p>	<p>1 常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 121名 平成17年度予算（負担金 6 0 5千円）</p> <p>【事務処理実績等】（15年度） 常勤職員公務災害等認定件数 1件 （公務災害 0件、通勤災害 0件）</p> <p>2 労災保険適用職員の労働災害</p> <p>【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 105名 平成17年度予算（労災保険料 4 1 3千円） 休業補償（事業主負担分）0千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 1件 （公務災害 1件、通勤災害 0件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害</p> <p>【目的】 「藤野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 約 6 9 8名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（17年度予算） ・休業補償 0千円（17年度予算）</p> <p>【事務処理実績等】（16年度） 町条例対象公務災害等認定件数 0件 （公務災害 0件、通勤災害 0件）</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	職員の福利厚生		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市職員被服貸与規則 地方公務員等共済組合法 	<ul style="list-style-type: none"> 城山町職員被服貸与規程 地方公務員等共済組合法 	<ul style="list-style-type: none"> 津久井町職員被服貸与規程 地方公務員等共済組合法 	<ul style="list-style-type: none"> 相模湖町職員被服貸与規程 地方公務員等共済組合法 	<ul style="list-style-type: none"> 服装基準 地方公務員等共済組合法
歳出予算額（平成17年度）	21,111千円	1,373千円	1,114千円	227千円	333千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 被服購入（職員厚生課分） 予算額 10,052千円（一般会計） 【目的】 規則に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規則に準ずる。但し、男女事務服の貸与は平成16年度より休止中。 【備考】 被服貸与所管課 下記以外 保育園の保育士、給食調理員 職員厚生課 環境整備員 保育課 学校作業員、介助員 清掃総務課 小学校の給食調理員、栄養士 教育総務課 給食センターの栄養士 学校保健課 消防職員 消防総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 11,059千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合市負担金、共済組合職員長期負担金、職員手帳の印刷費など。 【内容】 共済費 6,900千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 旅費 45千円 ・年金者連盟相模原支部総会参加旅費 需用費 3,448千円 ・職員手帳、管理職一覧の作成 ・物品等修繕費 使用料及び賃借料 452千円 ・県央4市職員球技大会送迎用バス賃料 ・市町村職員球技大会送迎用バス賃料 備品購入費 64千円 ・更衣箱購入費 負担金、補助及び交付金 150千円 ・県央4市職員親善球技大会負担金</p>	<p>1. 被服購入（総務課分） 予算額 816千円（一般会計） 【目的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。男女事務服は廃止（平成12年度）した。 【備考】 被服貸与所管課 全課 総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 557千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費 471千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 役務費 5千円 ・スポーツ保険料 負担金、補助及び交付金 81千円 ・共済組合主催球技大会助成金 ・郡秋季野球大会助成金</p>	<p>1. 被服購入（総務課分） 予算額 203千円（一般会計） 【目的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。男女事務服は廃止した。 【備考】 被服貸与所管課 下記以外 総務課 学校給食センターの調理師 学校給食センター</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 911千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費 700千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 需用費 60千円 ・球技大会等派遣時昼食代（1人500円） 使用料及び賃借料 142千円 ・共済組合職員球技大会送迎用バス賃料 負担金、補助及び交付金 9千円 ・郡町職員連絡協議会負担金（津久井郡職員球技大会等に使用）</p>	<p>1. 被服購入（総務課分） 予算額 0千円（一般会計） 【目的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。ただし、財政事情により被服の貸与は行っていない。 【備考】 被服貸与所管課 総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 227千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費 190千円 ・旧恩給組合に係る共済組合町負担金 ・共済組合職員分長期負担金 負担金、補助及び交付金 ・球技大会等派遣代 32千円（1人500円） ・郡町職員連絡協議会負担金 5千円</p>	<p>1. 被服購入（総務課分） 予算額 124千円（一般会計） 【目的】 基準に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。ただし、事務服は廃止した。 【備考】 被服貸与所管課 総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 483千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費 300千円 ・旧恩給組合に係る共済組合町負担金 ・共済組合職員分長期負担金 負担金、補助及び交付金 183千円 ・球技大会参加費補助 ・郡町職員連絡協議会負担金</p> <p>【平成17年度】 1. 被服購入費（17年度は、購入予定なし） 2. その他福利厚生 ・共済費（旧恩給組合） 300千円 ・負担金、補助及び交付金 郡町職員連絡協議会負担金 33千円 球技大会参加費補助は福利厚生委員会より補助される</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 8	事務事業名 職員会館の維持管理	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	203,348千円				
歳入予算額（平成17年度）	3,719千円				
【事務事業の内容】	<p>1 建設趣旨 職員会館は相模原市職員の健康管理、元気回復及び生活支援や災害時の職員の待機・休憩場所として利用を図るため、相模原市の設置依頼に基づき神奈川県市町村職員共済組合が、「長期経理の資金による職員住宅及び職員厚生施設の取得に関する要綱」に基づき、自治大臣の許可を得て建設したもので、同組合との賃貸借契約に基づき本市が維持管理を行っている。</p> <p>2 施設概要</p> <p>【位置】 相模原市中央2丁目10番8号</p> <p>【敷地面積】 2,457.47㎡</p> <p>【構造等】 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 地下1階、地上4階 延床面積4,513.80㎡</p> <p>【内容】 保健機能 （検診室、健康相談室、医務室等） 元気回復機能 （体育室、フィットネス室、和室等） 生活支援機能 （物資幹旋スペース、厚生会事務室等）</p> <p>3 維持管理費等 40,266千円</p> <p>4 賃借料等 163,082千円 （債務負担行為平成24年まで）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	職員の健康管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	・労働安全衛生法 ・相模原市職員安全衛生管理規則	・労働安全衛生法	・労働安全衛生法 ・津久井町職員衛生管理規程	・労働安全衛生法	・労働安全衛生法
歳出予算額（平成17年度）	87,873千円	2,480千円	2,137千円	394千円	982千円
歳入予算額（平成17年度）	483千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 深夜業務健康診断 (3) 定期健康診断（V D T 健診を含む） (4) 腰痛健康診断 (5) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断 (6) 上部消化管造影検査 (7) 電離放射線取扱業務従事者健康診断 (8) 乗用自動車等運転手健康診断 (9) 炉及び埋立勤務者健康診断</p> <p>2 予防接種 感染源に接触するおそれの高い業務に従事する職員に対して予防接種を実施している。 (1) B型肝炎抗原・抗体検査及びワクチン接種、C型肝炎抗体検査 (2) 破傷風予防接種 (3) ツベルクリン反応検査及びB C G接種</p> <p>3 健康相談 労働安全衛生法の規定に基づく13事業所において17名の産業医が毎月健康相談を実施する。保健師による相談は随時実施している。</p> <p>4 メンタルヘルス相談 臨床心理士によるメンタルヘルス相談を原則毎月10回実施しているほか、北里大学東病院及びさがみはらカウンセリングルームでの相談を随時実施し、さらに電子メールによる臨床心理士との相談も実施している。</p>	<p>【目的】 健康維持、疾病の早期発見等職員の健康管理をし、快適な職場環境の形成を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 一般健康診断（定期） (2) 胃検診 (3) 大腸がん検診 (4) 保育担当職員胸部X線間接撮影</p> <p>2 健康相談（メンタル相談） 教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神科医（非常勤）にお願し毎週3回実施しているため、これを利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。 実施曜日：火(午後)、木(午前)、金(1日)</p>	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p> <p>2 健康相談（メンタル相談） 教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神科医（非常勤）にお願し毎月1回実施しているため、これを利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。</p> <p>3 職場復帰訓練の実施 精神疾患による療養休暇、休職中の職員の円滑な職場復帰の実現を図るため、治療の一環として所属する職場において職場復帰のための訓練を行える制度を制定している。</p>	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p>	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p>